



第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン

(計画期間 令和4年度～令和13年度)

令和4年3月

千早赤阪村

すべての村民が互いに人権を尊重し、一人ひとりが輝きながら、共生する村「ちはやあかさか」

本村では、人権問題についての実態の把握に努めながら、総合的な人権施策を推進するため、人権意識の高揚を図るための施策を積極的に進めています。あわせて、各課題の取り組み、とりわけ社会的課題を有する住民の自立、社会参加を促進する人権救済・保護のための制度や施策を充実・活用していくことを基本として平成 16 年に「人権行政基本方針」を策定しました。また、平成 17 年には「人権行政推進プラン」を策定。より計画を具体化して、新たな時代を見据えながら、総合的かつ計画的に村民の皆様の意識の高揚を図り、人権救済・保護の施策を進めてきました。

近年は、「性的マイノリティの人権」「インターネット上の人権侵害」などの新たな人権問題も顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症に対する根拠のない不安や恐れから、感染者やその家族、エッセンシャルワーカーなどに対しての偏見や差別が広がっています。

そのような中、時代の変化に対応しこれまでの計画を見直し、「第 2 次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン」を策定しました。

策定にあたっては、すべての人々が互いに人権を尊重し、一人ひとりが輝きながら、共生する村「ちはやあかさか」をめざしていくことを目標としています。

本計画の推進にあたり、村民の皆様、地域団体、事業者と協力・連携しながら取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

末尾になりましたが、人権行政基本方針及び推進プランの策定に際し、ご審議・ご提言を賜りました千早赤阪村人権まちづくり審議会の委員の皆様をはじめ住民意識調査にご協力いただいた村民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 4（2022）年 3 月



千早赤阪村長 南本 齋

目 次

<人権行政基本方針>

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
(1) 世界の動向	1
(2) 日本の動向	2
(3) 大阪府の動向	3
(4) 千早赤阪村の動向	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の構成	6
5. 計画の期間	6
6. 確認事項	6
第2章 千早赤阪村の現状と課題	7
1. 千早赤阪村の状況	7
(1) 人口の推移と将来人口	7
(2) 人口動態	7
2. 人権に関する住民意識調査	8
3. 現状と課題	23
(1) 人権教育啓発の推進	23
(2) 人権相談体制の充実	23
(3) 情報の収集の充実と提供機能の拡充	23
(4) 関係部局、機関との連携の強化	23
(5) 村民が家庭、学校、地域において協力連携を強化	24

第3章 基本理念と基本方針.....	25
1. 人権行政の考え方.....	25
2. 基本理念.....	25
3. 人権行政の基本方針.....	26

＜人権行政推進プラン＞

第1章 施策の体系.....	27
第2章 施策の基本方向.....	28
1. 人権教育啓発の推進.....	28
2. 相談体制の充実.....	28
3. 職員の人権意識の高揚.....	28
4. 情報の収集提供機能の充実.....	28
5. 協働の取組み.....	28
第3章 人権課題への取組み.....	29
(1) 子どもの人権.....	29
(2) 女性の人権.....	31
(3) 高齢者の人権.....	32
(4) 障がいのある人の人権.....	33
(5) 部落差別(同和問題).....	34
(6) 外国人の人権.....	35
(7) 性的マイノリティの人権.....	36
(8) 職場等におけるハラスメント.....	37
(9) インターネット上の人権侵害.....	38
(10) 感染症に起因する人権侵害.....	39
(11) その他の様々な人々の人権.....	41

第4章 推進プランの推進体制と進行管理.....43

- 1. 推進体制 43
 - (1) 千早赤阪村人権施策推進本部の設置43
 - (2) 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会.....43
 - (3) 職員の人権研修の推進.....43
 - (4) 国、大阪府、近隣自治体関係団体などとの連携.....43
 - (5) 村民事業者等との連携43
- 2. 進行管理 44

巻末資料編.....45

- 1. 法令・条約・計画及び用語の解説 45
- 2. 千早赤阪村人権行政推進体系図 53
- 3. 第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン策定経過 54
- 4. 第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランの策定について(諮問)
..... 56
- 5. 第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランの策定について(答申)
..... 57
- 6. 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会委員名簿 58
- 7. 千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例 59
- 8. 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会規則 60
- 9. 千早赤阪村人権施策推進本部設置要綱..... 62

人権行政基本方針

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年の人権をめぐる状況は、平成 28 年（2016 年）に施行された「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」において国及び地方公共団体の責務が示されました。また、「性的マイノリティの人権」「インターネット上の人権侵害」など新たな人権問題も顕在化しています。

こうした様々な人権の課題に村民一人ひとりが自らの問題として気づき、共に考え、行動していくことが大切です。また行政においては、人権問題が当事者や直接的な関わりのある機関、担当課にとどまらず、組織全体の課題として認識することが求められています。様々な人権問題の解決に向けた法律において、行政がなすべき責務が明示されており、これらの責務をふまえた計画策定を行います。

平成 16 年（2004 年）に「人権行政基本方針」、平成 17 年（2005 年）に「人権行政推進プラン」を策定しましたが、人権に関する様々な変化に対応するため、これらを見直し「千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例」を踏まえ、総合計画や関連計画等との整合性を図り、人権に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するために人権行政基本方針と人権行政推進プランを統合した計画として策定するものです。

2. 計画策定の背景

(1) 世界の動向

国連は、昭和 23 年（1948 年）に世界人権宣言を採択し、その後もあらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現を目標として様々な取り組みを推進していくことが決定しました。

《世界の動向》

昭和 23 年（1948 年）	世界人権宣言
昭和 40 年（1965 年）	人種差別撤廃条約
昭和 41 年（1966 年）	国際人権規約
昭和 54 年（1979 年）	女子差別撤廃条約
平成 元 年（1989 年）	児童の権利に関する条約
平成 7 年（1995 年）	人権教育のための国連 10 年
平成 16 年（2004 年）	人権教育のための世界計画
平成 19 年（2007 年）	障害者の権利に関する条約
平成 27 年（2015 年）	SDGs(持続可能な開発目標)

※ 世界・日本の動向の詳細については巻末資料をご参照ください。

(2) 日本の動向

我が国は、日本国憲法の施行以降、基本的人権の確立に向けて、各種の法律や制度の整備を進め、様々な条約を締結するなど国際社会の一員として人権問題の解決に向けて具体的な取り組みを進めてきました。

《日本の動向》

昭和 22 年（1947 年）	：日本国憲法施行
昭和 40 年（1965 年）	：同和对策審議会答申
昭和 44 年（1969 年）	：同和对策事業特別措置法
昭和 57 年（1982 年）	：地域改善対策特別措置法
昭和 62 年（1987 年）	：地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
平成 8 年（1996 年）	：人権擁護施策推進法
平成 11 年（1999 年）	：男女共同参画社会基本法
平成 12 年（2000 年）	：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
平成 12 年（2000 年）	：ストーカー規制法
平成 12 年（2000 年）	：児童虐待防止法
平成 13 年（2001 年）	：配偶者暴力防止法
平成 17 年（2005 年）	：個人情報保護法
平成 21 年（2009 年）	：ハンセン病問題基本法
平成 25 年（2013 年）	：いじめ防止対策推進法
平成 25 年（2013 年）	：子どもの貧困対策法
平成 25 年（2013 年）	：生活困窮者自立支援法
平成 27 年（2015 年）	：女性活躍推進法
平成 28 年（2016 年）	：障害者差別解消法
平成 28 年（2016 年）	：部落差別解消推進法
平成 28 年（2016 年）	：ヘイトスピーチ解消法
平成 28 年（2016 年）	：教育機会確保法
平成 31 年（2019 年）	：アイヌ施策推進法
令和 元 年（2019 年）	：日本語教育推進法

(3) 大阪府の動向

大阪府では、「大阪府人権施策推進基本方針」により人権尊重の基本理念を基礎に据えた行政施策を展開しています。

① 大阪府人権施策推進基本方針

平成 13 年（2001 年）策定

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するため、総合的な施策の推進に努めることを定めています。

② 差別のない社会づくりのためのガイドライン

平成 27 年（2015 年）策定

事業者の行為によって発生し、裁判所で違法と判断された判例などを分かりやすく示すとともに、「不当な差別的取扱い」を例示することにより、差別の未然防止をめざします。

③ 大阪府人権尊重の社会づくり条例

平成 10 年（1998 年）施行、令和元年（2019 年）改正
人権尊重の社会づくりをめざして府・府民・事業者責務が明記されました。

④ 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例

令和元年（2019 年）施行

性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人々が自分らしく生きることが
できる社会の実現をめざし、府・府民・事業者の責務を明記しています。

⑤ 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する 条例

令和元年（2019 年）施行

ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いの違いを認めあい、尊重しあう
共生社会づくりをめざして府の責務が明記され、府民・事業者には努力義務が設
けられました。

(4) 千早赤阪村の動向

千早赤阪村は、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、人権問題に関連する諸計画を策定し、解決に向けた取組みを着実に進めています。

① 千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例

平成 13 年（2001 年）施行

人権尊重のまちづくりを進めるにあたって、村と村民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進をもってすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的に定めました。

② 人権行政基本方針

平成 16 年（2004 年）策定、平成 19 年（2007 年）改訂

平成 13 年（2001 年）施行の千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例が定める村の責務を明確にし、第 3 次千早赤阪村総合計画を基に全庁的な人権の取組みを進めるための指針として策定しました。

③ 人権行政推進プラン

平成 17 年（2005 年）策定、平成 26 年（2014 年）改訂

人権行政を推進するにあたり、新たな時代を見据え、総合的かつ計画的に人権意識の高揚を図るための施策を積極的に推進するとともに社会的課題を有する村民の自立や社会参加を促進する、人権救済・保護のための施策を充実・発展していくことを目的とし策定しました。

④ 第 2 期千早赤阪村男女共同参画推進計画

平成 28 年（2016 年）策定

第 1 期の計画の実績などを基に千早赤阪村の特徴をとらえ、課題に的確に対応し時代に沿った男女共同参画に関する施策を計画的に推進するために策定しました。

⑤ いのちを支える千早赤阪村自殺対策計画

平成 31 年（2019 年）策定

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「生きることの包括的な支援」として全庁的な自殺対策を推進するために策定しました。

⑥ 第 5 次千早赤阪村総合計画

令和 3 年（2021 年）策定

総合的・計画的に村政運営を推進するため基本指針となる最上位計画です。村民・地域団体・事業者・行政がむらづくりの将来像を共有し、協働してむらづくりを推進します。

3. 計画の位置づけ

第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランは、すべての村民が互いに人権を尊重し、一人ひとりが輝きながら、共生する村「ちはやあかさか」の実現をめざします。

基本方針は全行政分野別の計画づくりの基本となるものです。また、推進プランは分野別計画を人権の横軸でつなぐものです。



4. 計画の構成

第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランは、現行の「人権行政基本方針」と「人権行政推進プラン」を統合し、基本理念及び基本方針で施策の方向性を示した上で、より具体的な行動計画を明記し、これらを一体化させた構成とします。

5. 計画の期間

○人権行政基本方針

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

○人権行政推進プラン

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし社会情勢の変遷に伴う様々なニーズに対応するため、随時見直しを行います。

平成16年度	平成17年度	～	令和3年度	令和4年度	～	令和13年度
人権行政基本方針				第2次人権行政基本方針及び推進プラン		
人権行政推進プラン						

6. 確認事項

計画の策定にあたっては、持続可能な開発目標として、将来にわたり本村が希望を持ち続けることができるまちづくりを進めていく必要があることから、SDGsの理念に基づいた実効性ある施策の実施を行います。

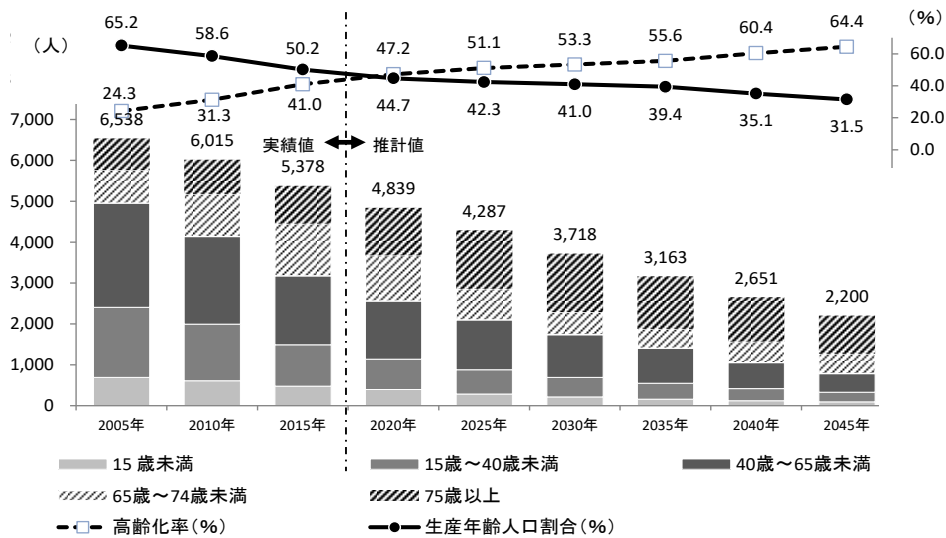


第2章 千早赤阪村の現状と課題

1. 千早赤阪村の状況

(1) 人口の推移と将来人口

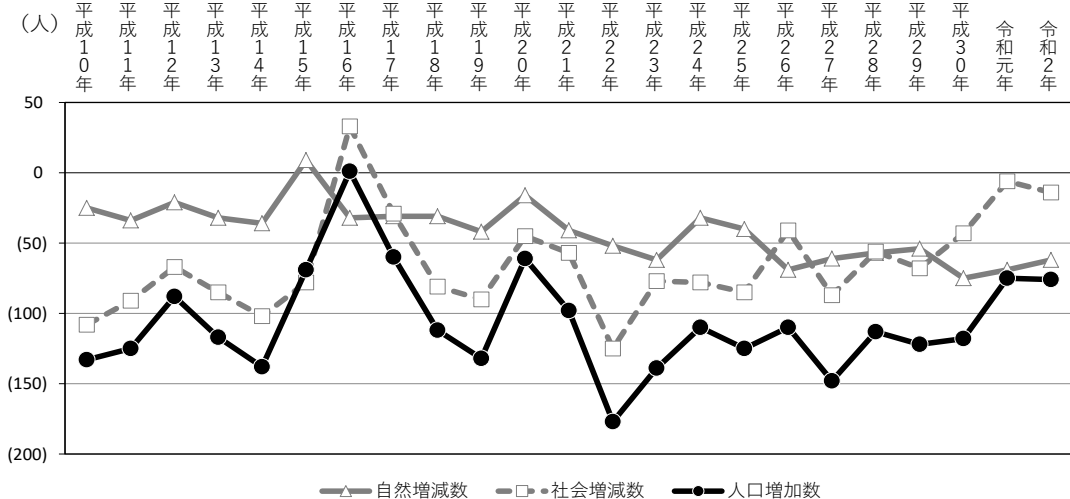
本村の人口は令和3年3月末現在 5,064 人（住民基本台帳）です。人口は減少傾向にあり、少子高齢化の傾向も見られます。将来推計を見ると、10年後の令和12年人口は3,718人、高齢化率は53.3%に達すると予測されています。



資料：国勢調査(2005～2015年)、国立社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口(2018年3月推計)」

(2) 人口動態

本村の人口は転出入による社会増減の影響を受け、平成16年を除き各年の人口減少数は60～180人となっています。



資料：住民基本台帳

2. 人権に関する住民意識調査

これまでの人権施策の成果や課題を把握し、今後のより効果的な人権啓発活動の在り方を検討する資料とするため、「人権に関する住民意識調査」を実施しました。

調査対象	千早赤阪村在住の16歳以上の住民1,000人 (年齢階層別ランダムサンプリング)
調査期間	令和3年1月19日から2月1日
回収状況	有効回収数398 (有効回収率: 39.8%)

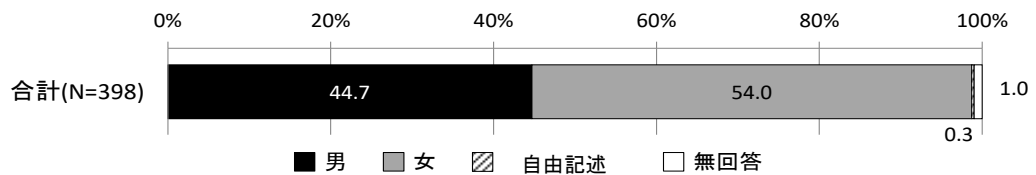
※ 図及び表の“N”は各設問における母数を表しています。

※ 百分比は小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しているため個々の比率の合計が100%と一致しない場合があります。

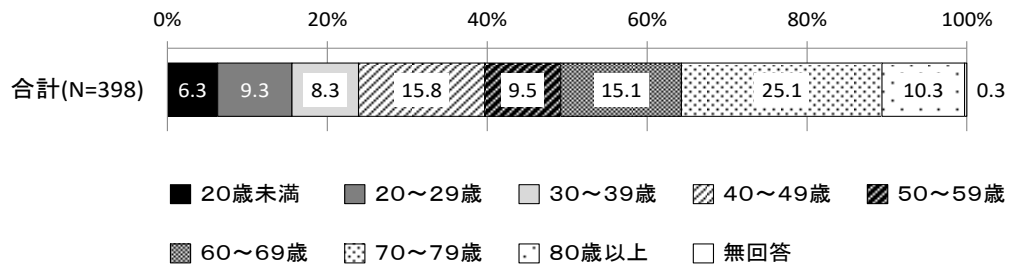
調査の集計結果

1 あなた自身について

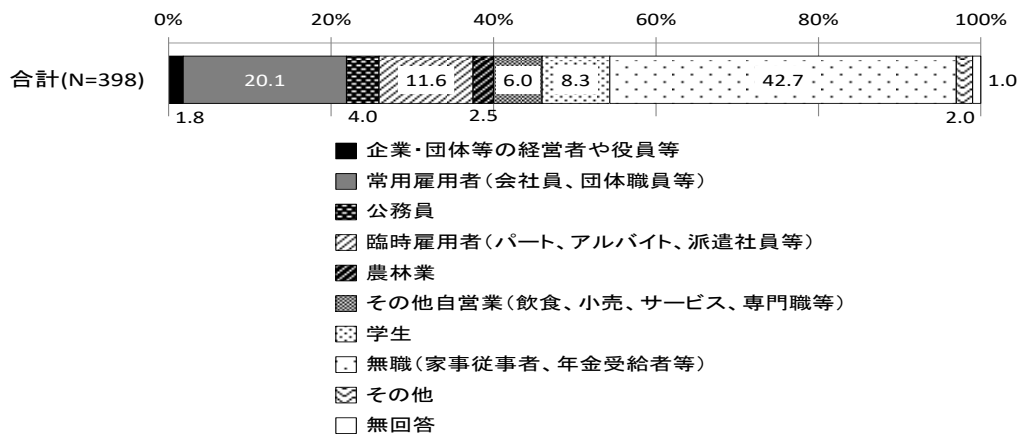
1-1 性別



1-2 年齢



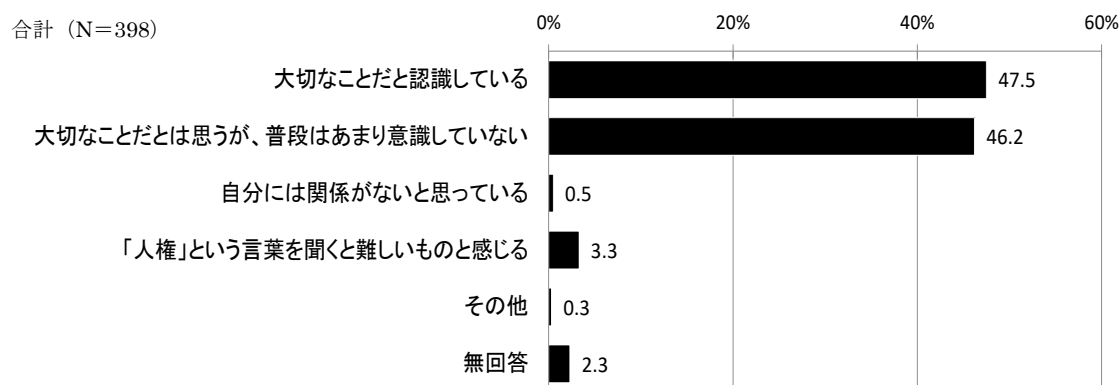
1-3 職業



2 人権意識と人権学習について

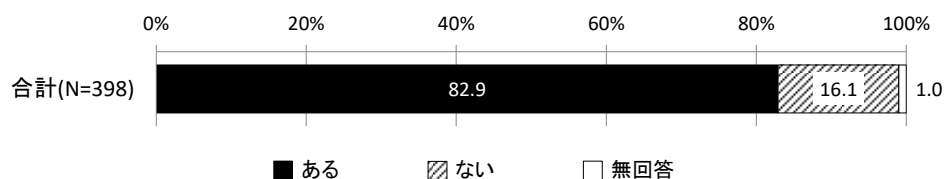
2-1 【人権意識について】

「大切なことだと認識している」(47.5%)に、「大切なことだと思うが、普段あまり意識していない」(46.2%)を合わせると93.7%となっています。



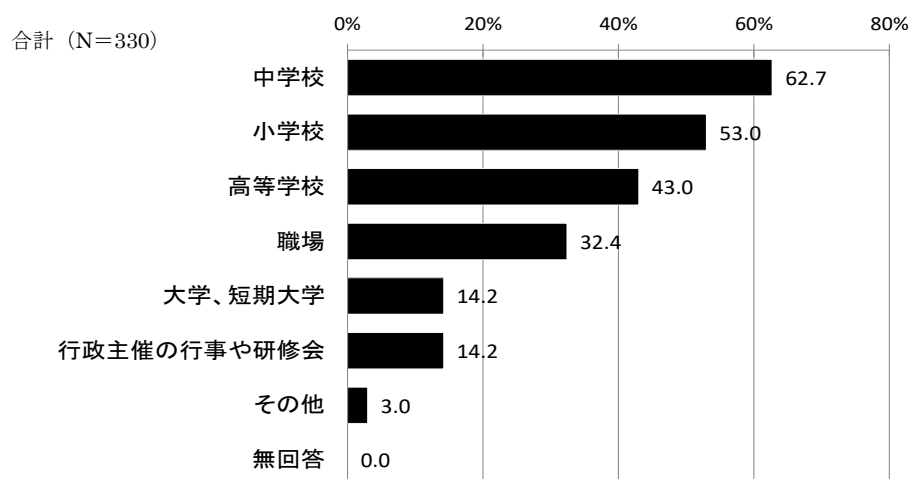
2-2 【人権に関して学んだ経験】

学校や職場などで人権に関して学んだ経験のある人は、82.9%となっています。

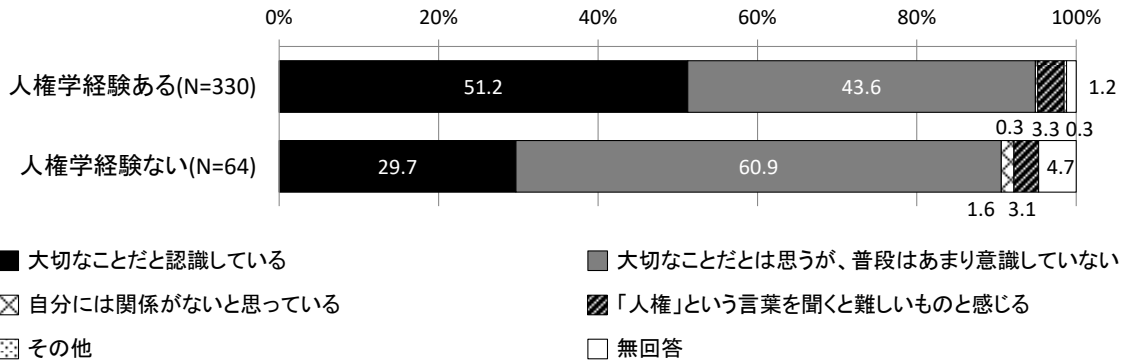


2-3 【人権に関してどこで学びましたか】

人権に関して学んだ経験のある人に、どこで学んだかを尋ねました。「中学校」(62.7%)、「小学校」(53.0%)、「高等学校」(43.0%)、「職場」(32.4%)、「大学、短期大学」(14.2%)、「行政主催の行事や研修会」(14.2%)となっています。

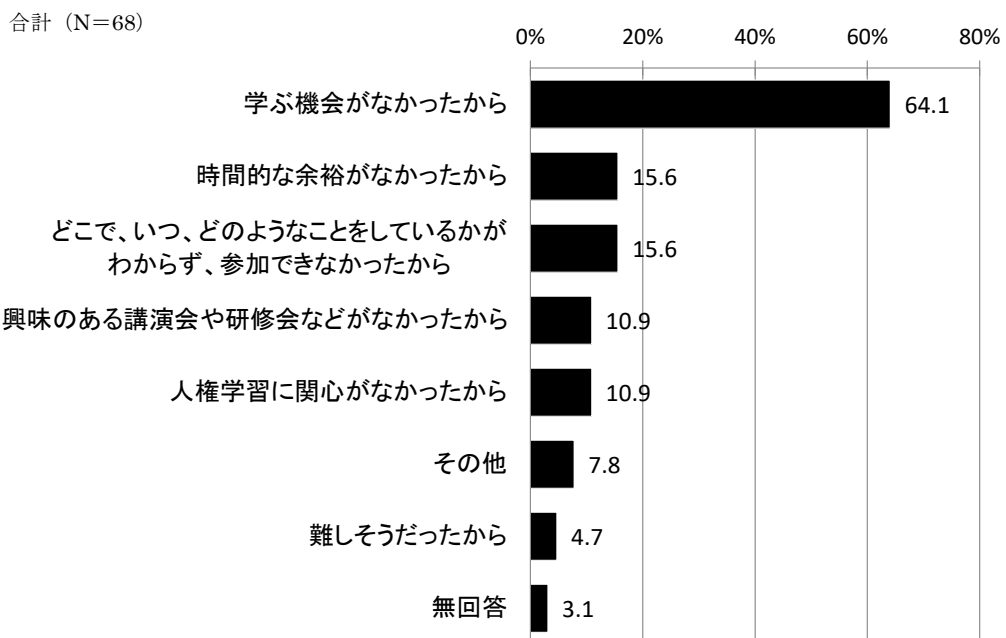


また、人権意識と人権学習との関係性をみると、人権学習経験者ほど人権意識が高い傾向にあります。



2-4 【人権に関して学んでいない場合の理由について】

人権に関して学んだ経験のない人に、学んでいない理由を尋ねました。「学ぶ機会がなかったから」(64.1%)、「時間的な余裕がなかったから」(15.6%)、「どこで、いつ、どのようなことをしているかわからず、参加できなかったから」(15.6%)、「興味のある講演会や研修会などがなかったから」(10.9%)、「人権学習に関心がなかったから」(10.9%) となっています。

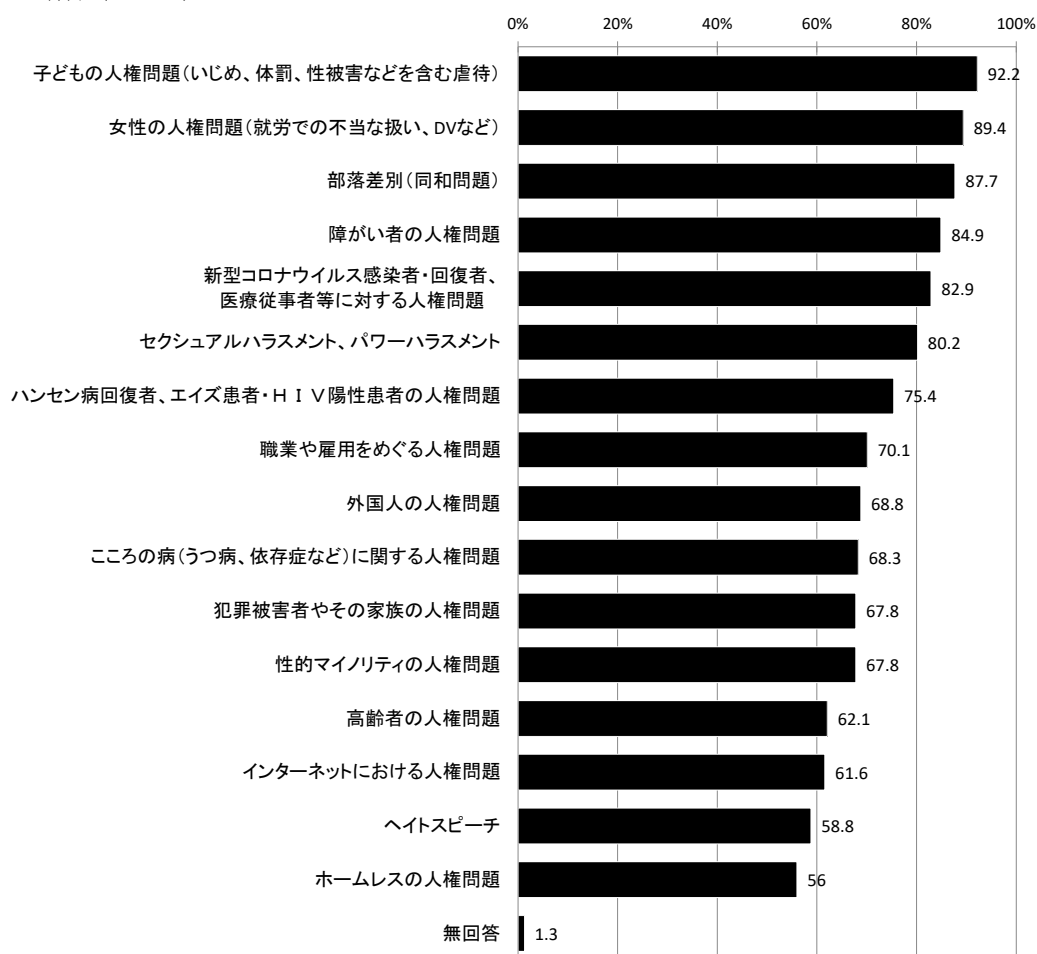


3 人権課題の認知状況とそれを知ったきっかけ

3-1 【人権課題の認知状況】

「子どもの人権問題（いじめ、体罰、性被害などを含む虐待）」（92.2%）、「女性の人権問題（就労での不当な扱い、DV など）」（89.4%）、「部落差別（同和問題）」（87.7%）、「障がい者の人権問題」（84.9%）、「新型コロナウイルス感染者・回復者、医療従事者等に対する人権問題」（82.9%）、「セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント」（80.2%）などが多くなっています。

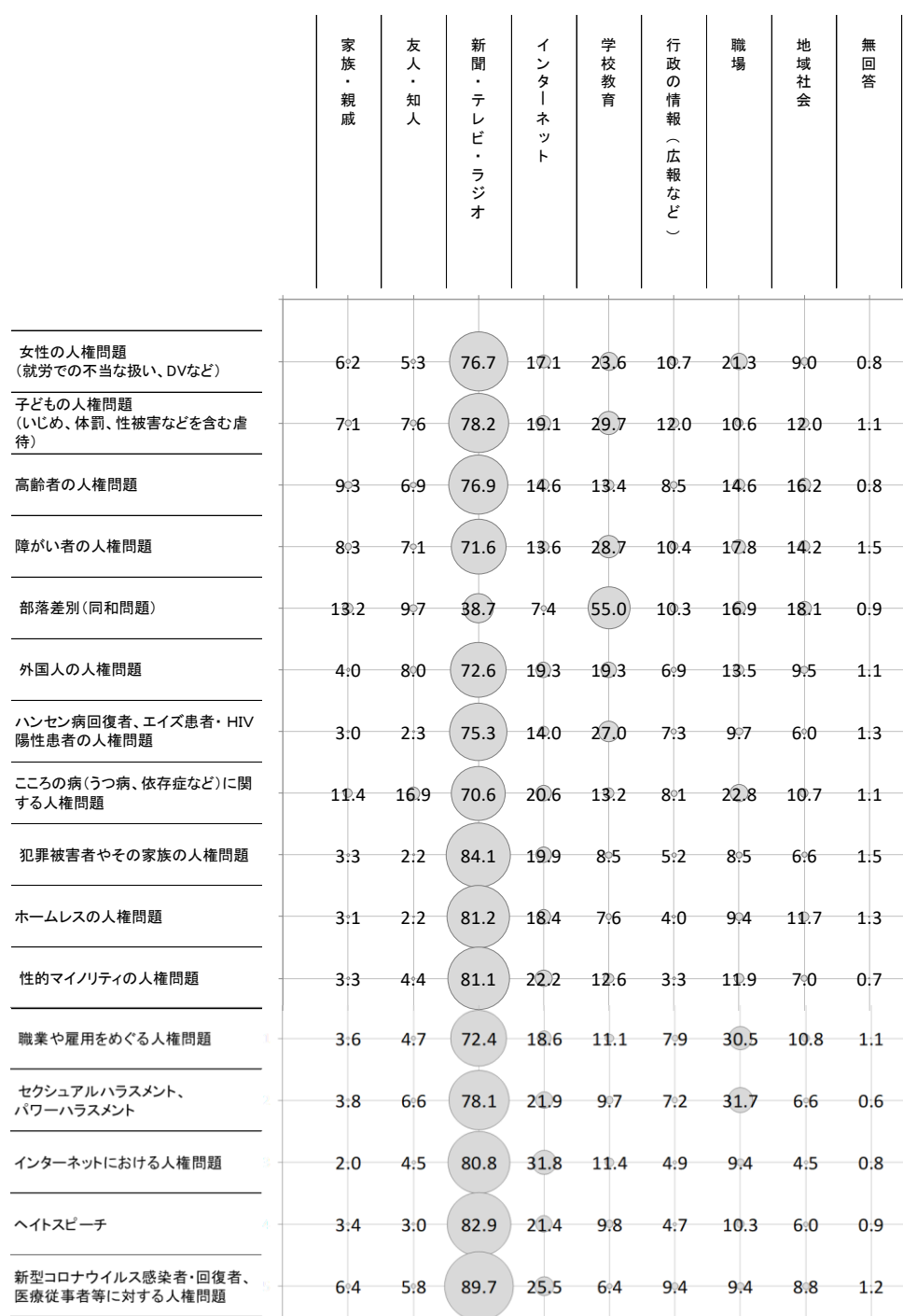
合計（N=398）



3-2【人権課題を知ったきっかけ】

人権課題を知ったきっかけの割合は、各項目とも「新聞・テレビ・ラジオ」(70.6～89.7%)が高くなっています。しかし、「部落差別（同和問題）」では「学校教育」(55.0%)が高くなっています。

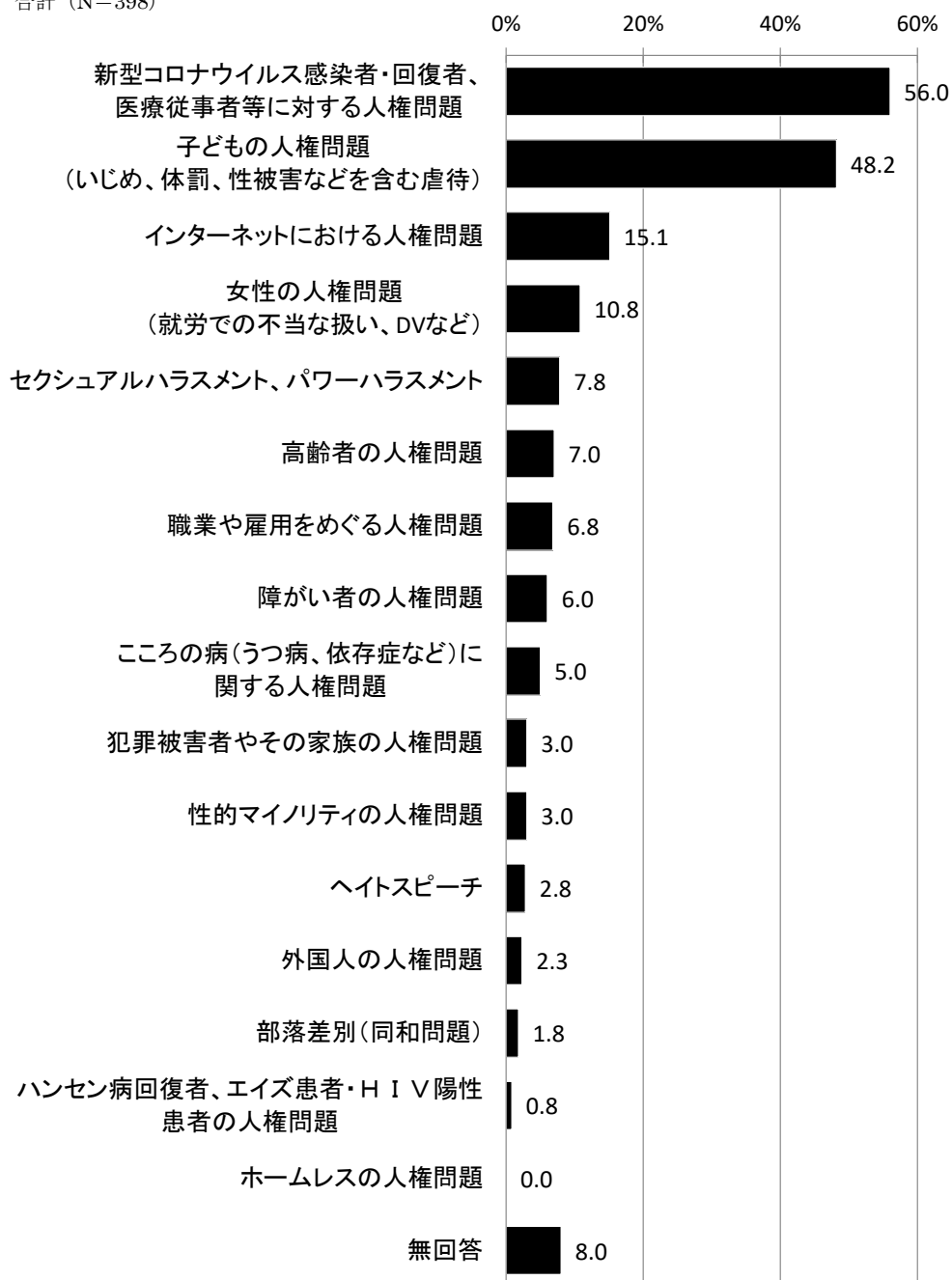
合計 (N=398)



4 人権問題のうち、特に急いで対応すべき問題

「新型コロナウイルス感染者・回復者、医療従事者等に対する人権問題」(56.0%)、「子どもの人権問題(いじめ、体罰、性被害などを含む虐待)」(48.2%)「インターネットにおける人権問題」(15.1%)。「女性の人権問題(就労での不当な扱い、DVなど)」(10.8%)などが多くなっています。

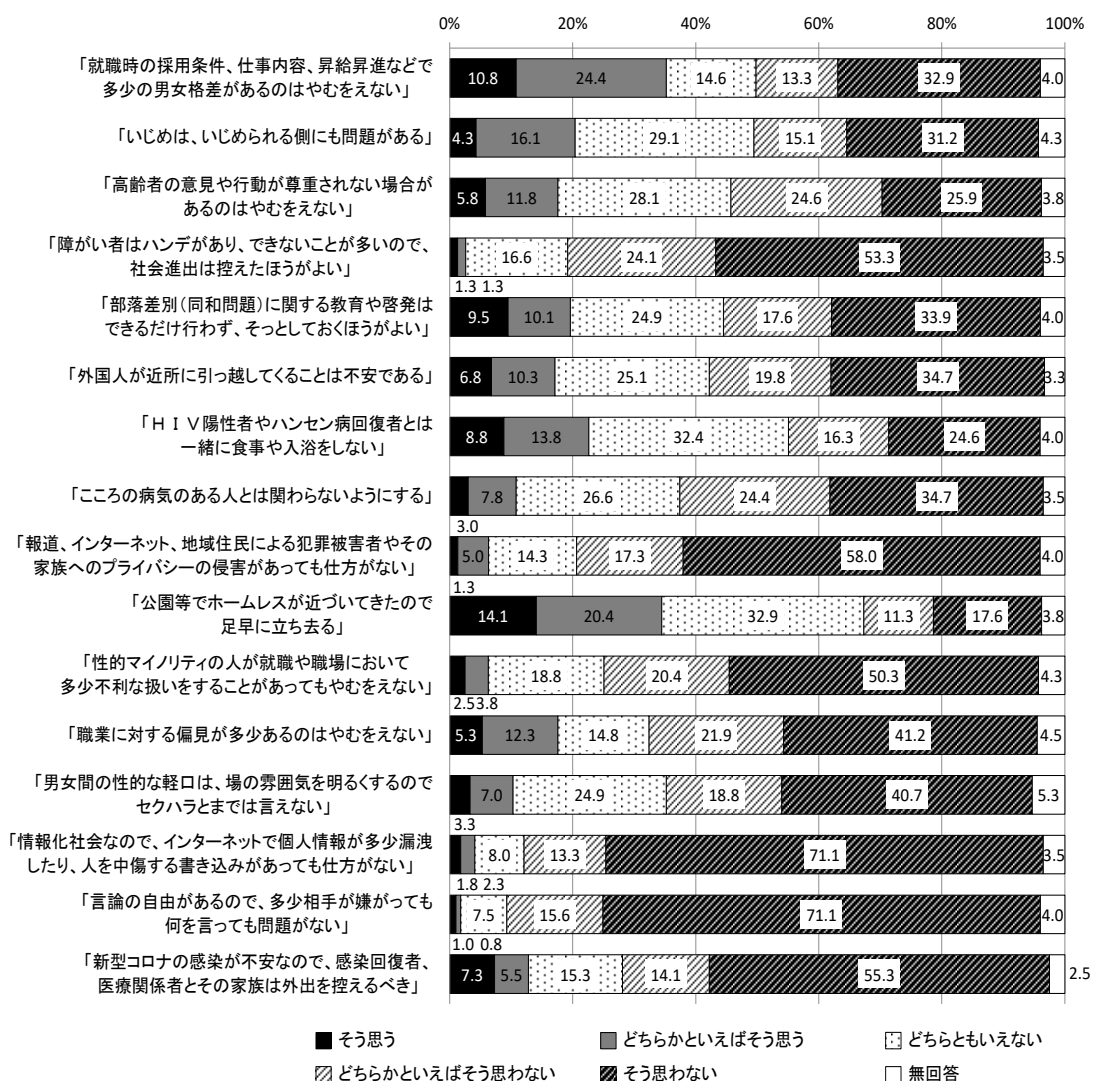
合計 (N=398)



5 社会における人権に関わる考え方

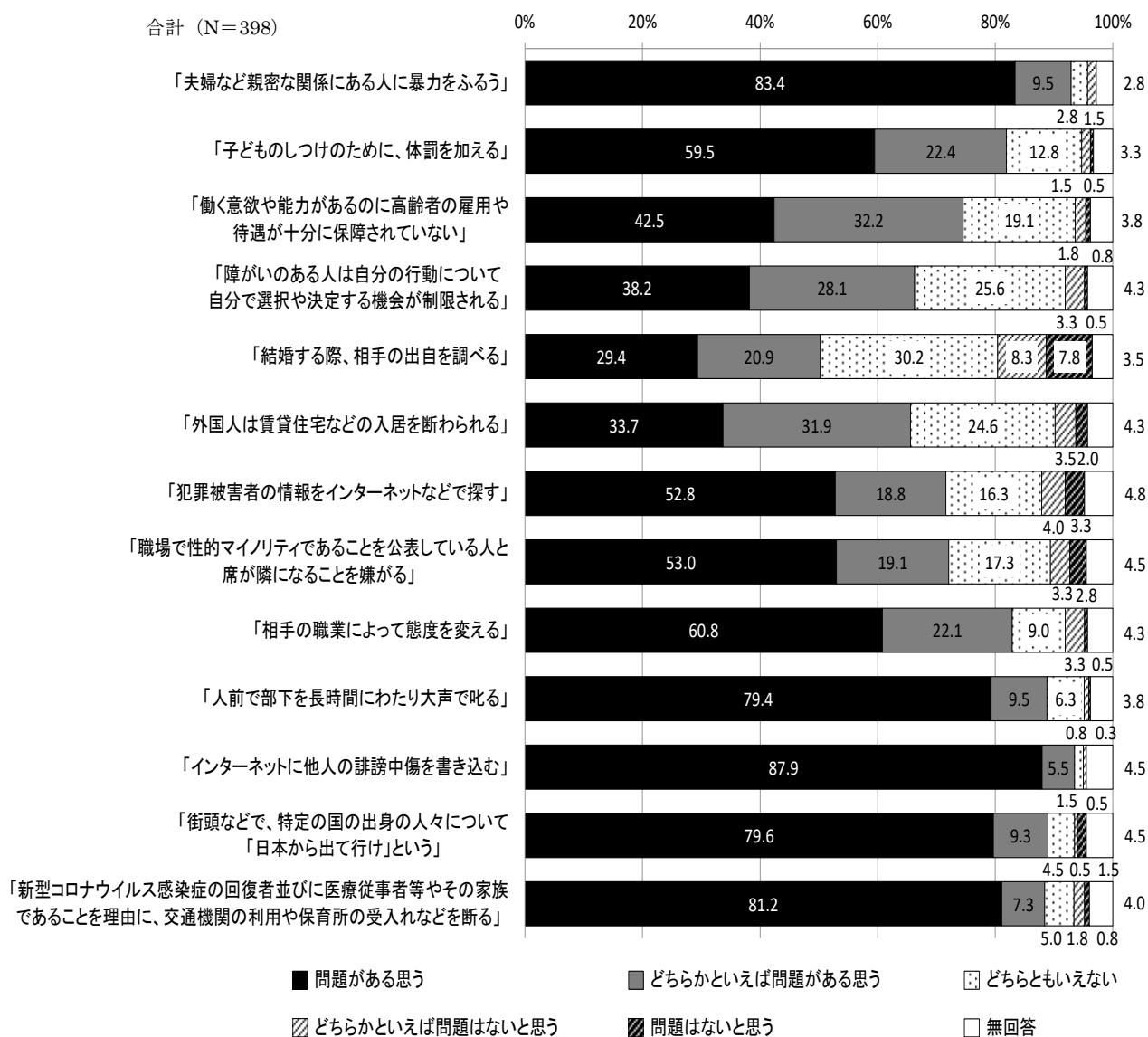
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』の割合で見ると、「就職時の採用条件、仕事内容、昇給昇進などで多少の男女格差があるのはやむをえない」(35.2%)、「公園等でホームレスが近づいてきたので足早に立ち去る」(34.5%)、「H I V陽性者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしない」(22.6%)、「いじめは、いじめられる側にも問題がある」(20.4%)などが多くなっています。

合計 (N=398)



6 日常生活における行為や行動に対する人権意識

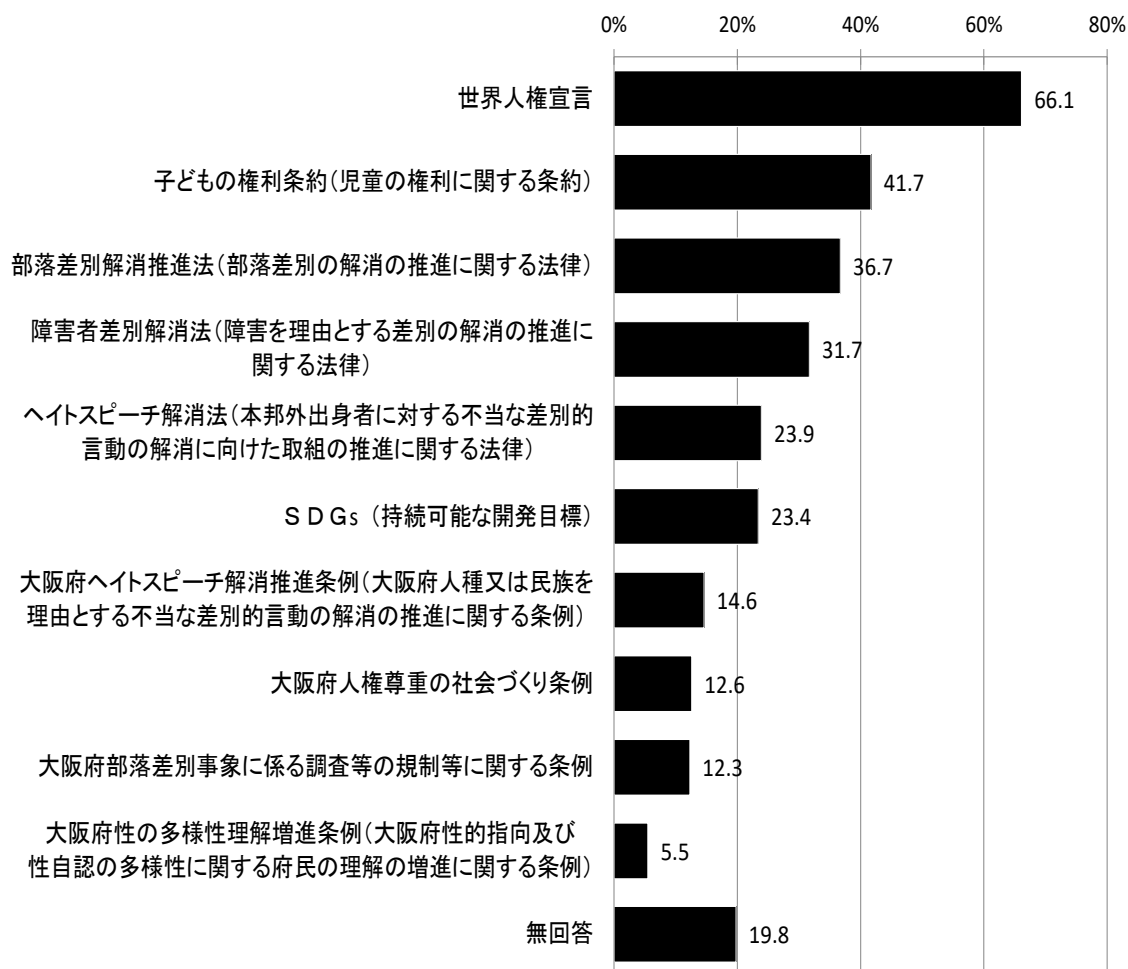
多くの項目が「問題があると思う」と「どちらかといえば問題があると思う」を合わせた『問題があると思う』の割合は70%以上で、人権意識の高さがみられますが、「障がいのある人は自分の行動について自分で選択や決定する機会が制限される」(66.3%)、「外国人は賃貸住宅などの入居を断られる」(65.6%)、「結婚する際、相手の出自を調べる」(50.3%)の項目は他の項目よりも低くなっています。



7 人権に関する法律や条例等を知っていますか

「世界人権宣言」(66.1%)、「子どもの権利条約」(41.7%)、「部落差別解消推進法」(36.7%)、「障害者差別解消法」(31.7%)などがよく知られています。

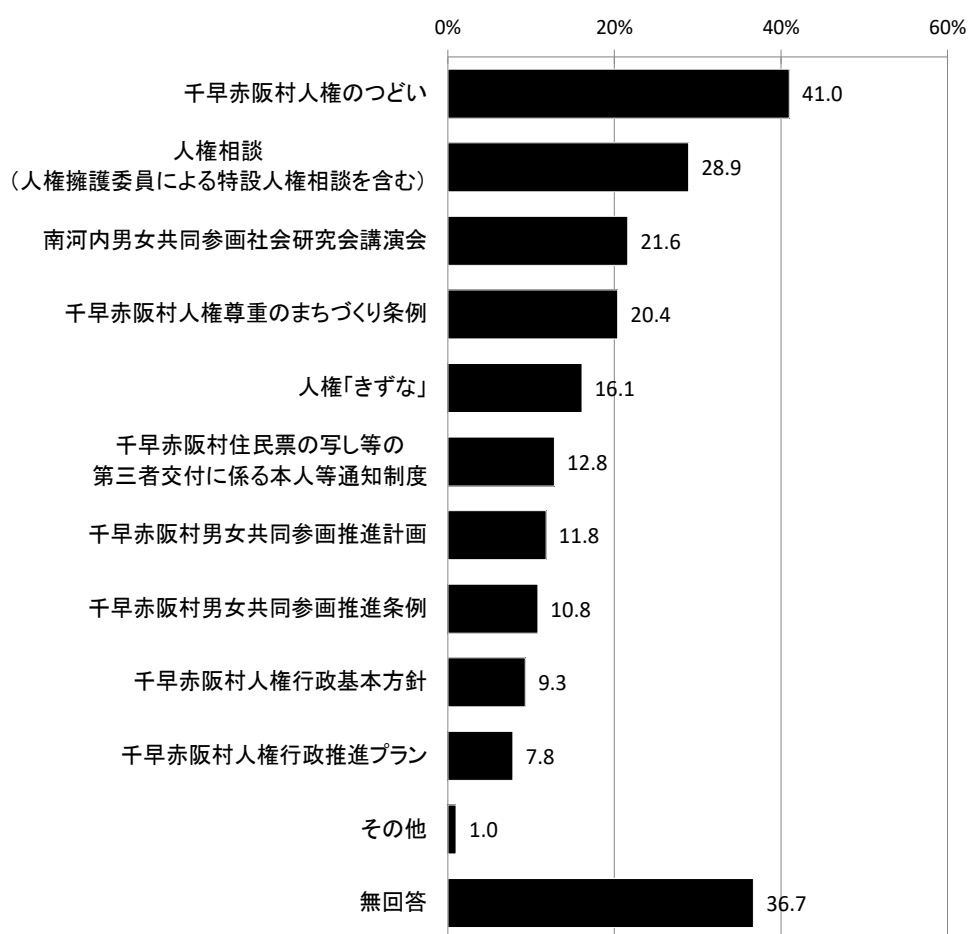
合計 (N=398)



8 千早赤阪村や千早赤阪村人権協会が行う人権に関する事業等についてどれを知っていますか

「千早赤阪村人権のつどい」(41.0%)、「人権相談」(28.9%)、「南河内男女共同参画社会研究会講演会」(21.6%)、「千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例」(20.4%)の順に認知度が高くなっています。

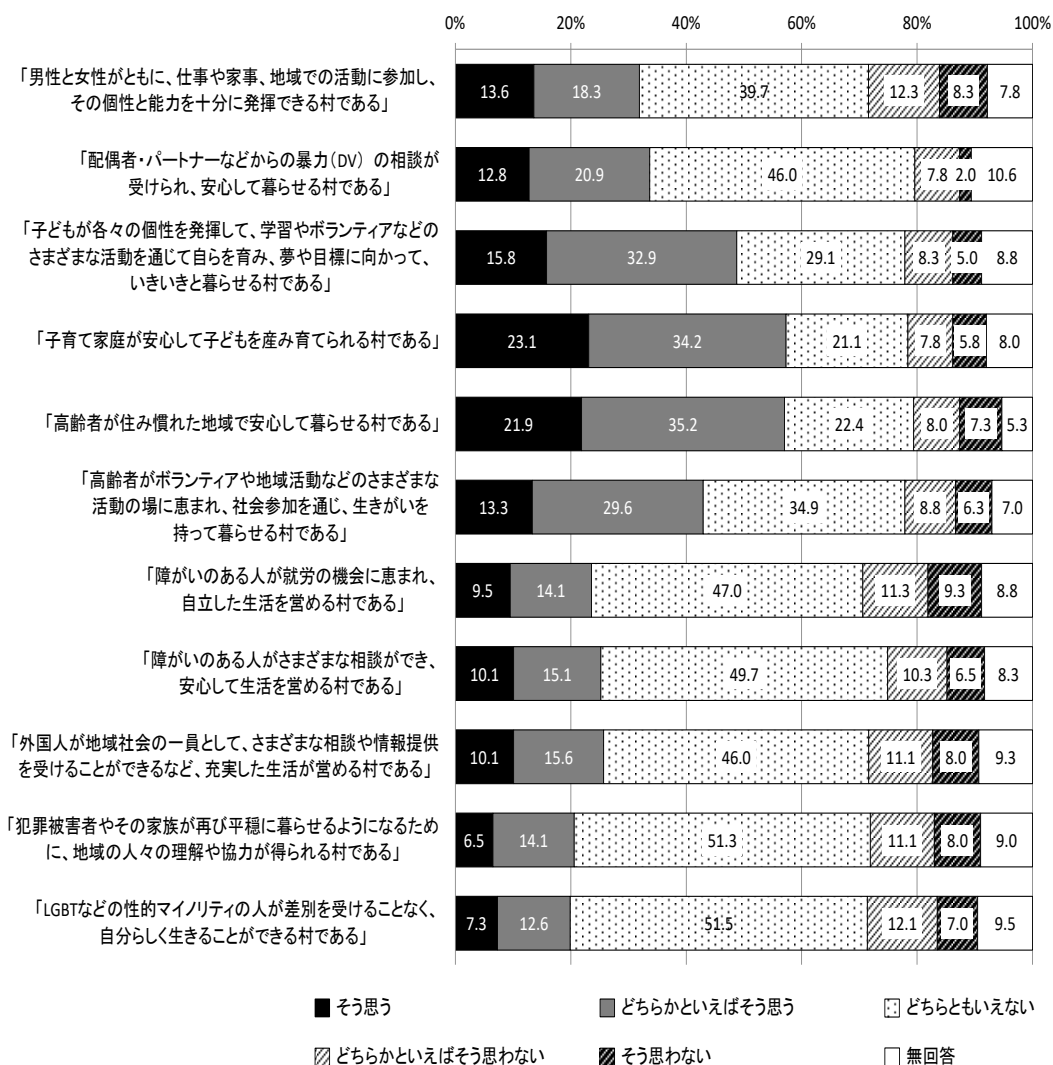
合計 (N=398)



9 千早赤阪村は、次の人権課題について「人権が尊重される村」であると思いませんか

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』の割合で見ると、「子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる村である」(57.3%)、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる村である」(57.1%)、「子どもが各々の個性を發揮して、学習やボランティアなどのさまざまな活動を通じて自らを育み、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせる村である」(48.7%)、「高齢者がボランティアや地域活動などのさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせる村である」(42.9%)などが多くなっています。

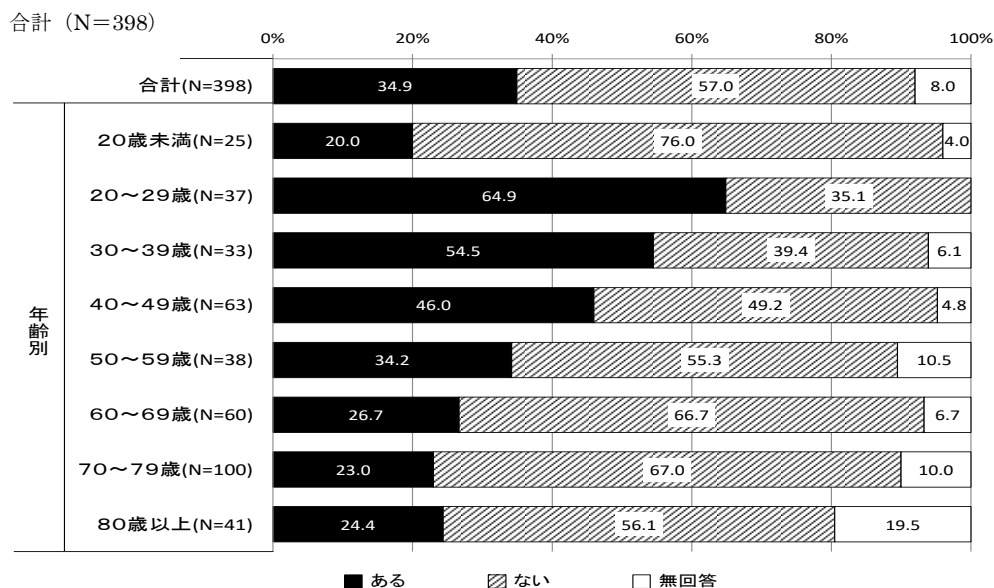
合計 (N=398)



10 人権を尊重する立場から見て問題と思われる言動・行動など

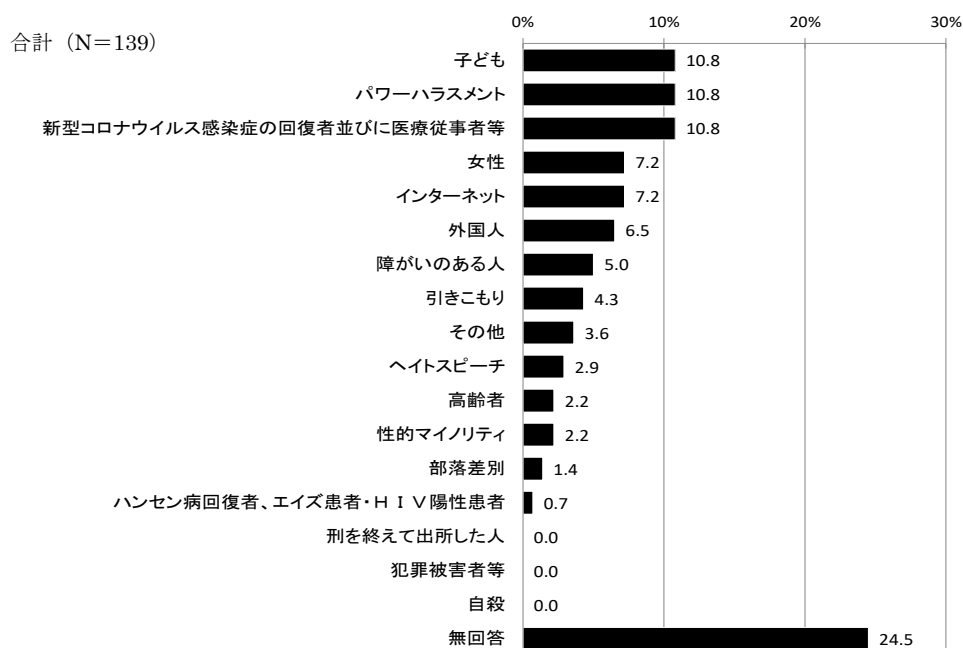
10 - 1 【最近5年間での人権を尊重する立場から見て問題と思われる言動について】

「見聞きしたことがある」が34.9%、年齢別では20歳未満は20%と低くなっていますが20～29歳が64.9%で一番高く、その後は年齢が高くなるにしたがって低くなっています。



10 - 2 【それはどのような人権問題に関するものでしたか】

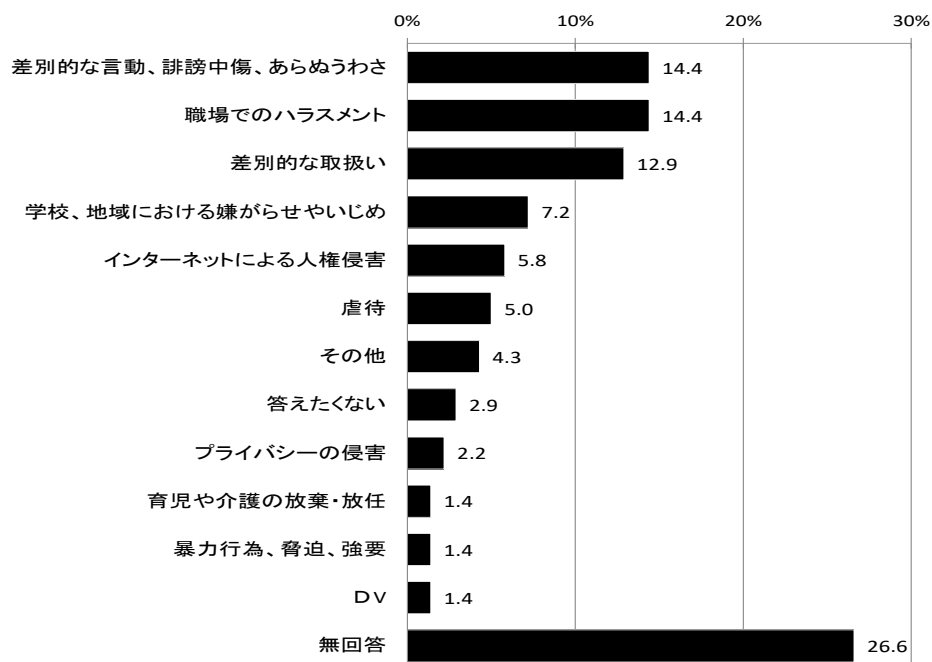
「子ども」(10.8%)、「パワーハラスメント」(10.8%)、「新型コロナウイルス感染症の回復者並びに医療従事者等」(10.8%)、「女性」(7.2%)、「インターネット」(7.2%)などが多くなっています。



10 - 3【それはどのような内容でしたか】

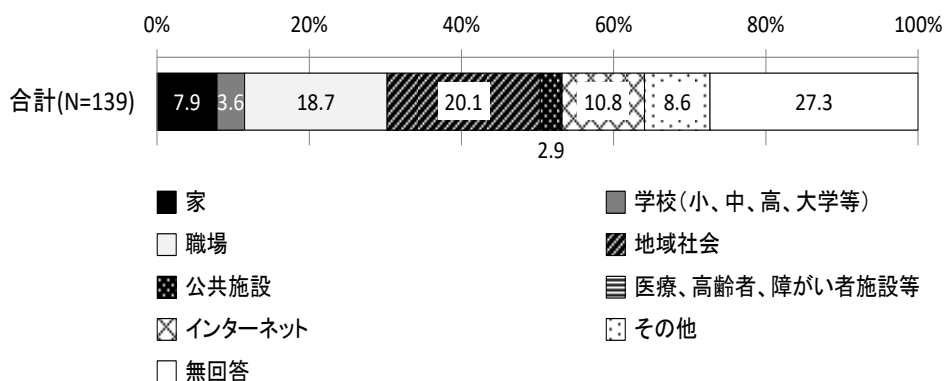
「差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」(14.4%)、「職場でのハラスメント」(14.4%)、「差別的な取扱い」(12.9%)、「学校、地域における嫌がらせやいじめ」(7.2%)などが多くなっています。

合計 (N=139)



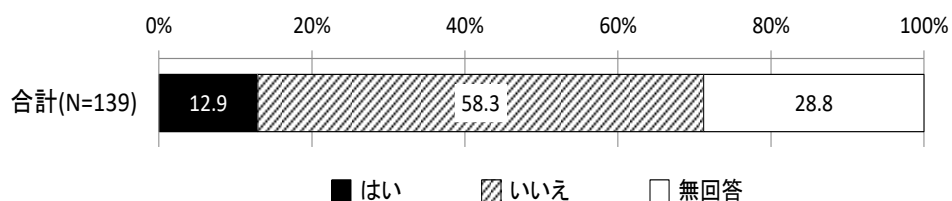
10 - 4【それはどこで見聞きしましたか】

「地域社会」(20.1%)、「職場」(18.7%)、「インターネット」(10.8%)などが多くなっています。



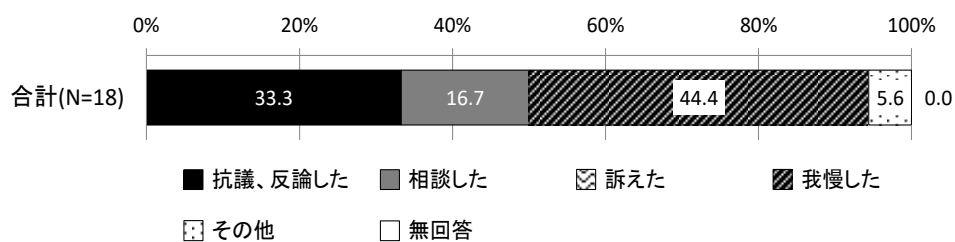
10 — 5【それはあなた自身に対するものでしたか】

「はい」(12.9%)、「いいえ」(58.3%) となっています。



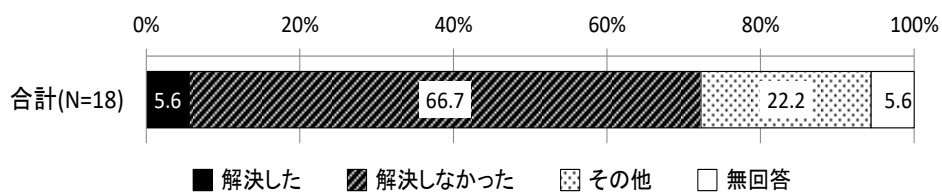
10 — 6【あなた自身に対する言動にどのように対応しましたか】

「我慢した」(44.4%)、「抗議、反論した」(33.3%)、「相談した」(16.7%)、「その他」(5.6%) となっています。

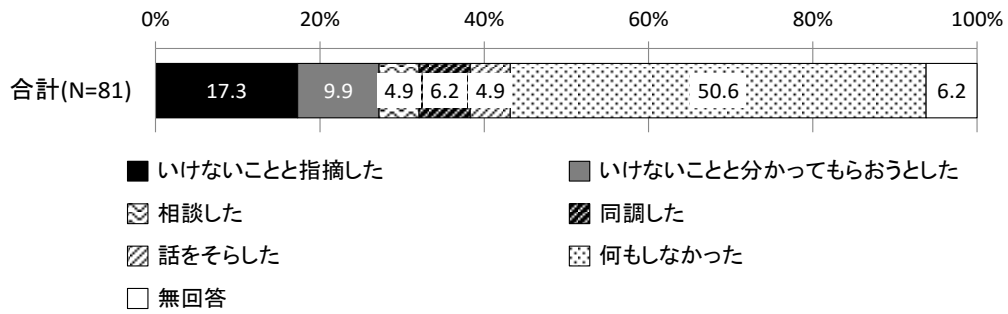


10 — 7【その事案は最終的に解決しましたか】

「解決しなかった」(66.7%)、「その他」(22.2%)、「解決した」(5.6%) となっています。

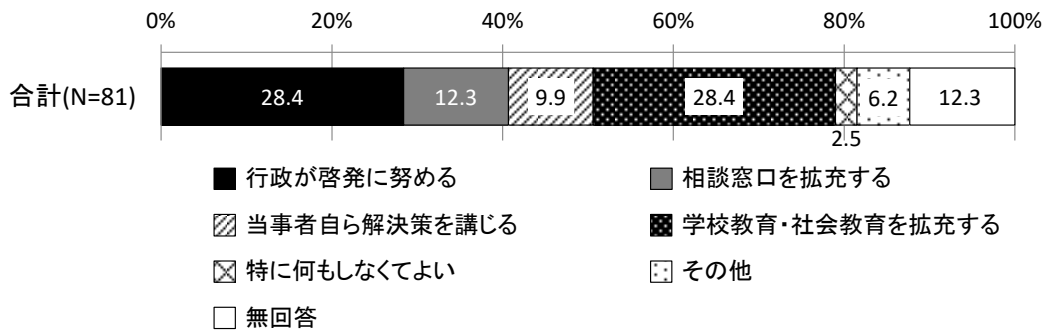


10 — 8【あなた自身に対するものでない言動にどのように対応しましたか】
「何もしなかった」(50.6%)、「いけないことと指摘した」(17.3%)、「いけないことと分かってもらおうとした」(9.9%)、「いけないことと分かってもらおうとした」(9.9%)、「同調した」(6.2%) となっています。



10 — 9【あなた自身に対するものでない言動にどのように対応したらよいと思いますか】

「行政が啓発に努める」(28.4%)、「学校教育・社会教育を拡充する」(28.4%)、「相談窓口を拡充する」(12.3%)、「当事者自ら解決策を講じる」(9.9%) となっています。



3. 現状と課題

(1) 人権教育・啓発の推進

人権教育や啓発活動の目的は、村民一人ひとりが「人権が大切なことと認識すること」にあり、また、人権課題に正しく向き合い、行動することができる“力”を養っていくことにあります。

人権教育の経験がある人ほど人権意識が高く、人権問題事象への対応行動が積極的である傾向が見られ、義務教育段階からライフステージに対応した、きめ細やかな人権教育の機会の拡充が求められます。

(2) 人権相談体制の充実

人権問題が発生したときの対応策として、「相談窓口の拡充」が重要な課題となり、相談窓口を周知していくことも求められます。外国人や障がいのある人なども安心して地域で生活を営み、必要な時に様々な相談ができる機能の充実や体制整備は必要不可欠となっています。

課題を抱えた村民が気軽に相談支援を活用できるよう改善を図るとともに、「一人も見逃さない相談体制」の構築が求められます。

(3) 情報の収集の充実と提供機能の拡充

人権に関する法律や大阪府や本村の条例についての村民の認知度は、まだ低い状況にあります。人権啓発は行政からの一方的な情報提供にとどまらず、村民参加型イベントなどでの多様な人々との交流、家庭内や学校、地域、職場、施設などでの自主的な話し合いなど、様々な学びの機会を通じて、村民が自主的に知るとともに行政が村民の人権についてのニーズを把握することが重要です。

また、様々な生活課題を抱え困難に直面している村民に、必要な情報を適切に提供する仕組みづくりが求められます。

(4) 関係部局、機関との連携の強化

行政は、地域住民の暮らしと人権にもっとも密接につながっており、あらゆる施策に人権尊重の視点が必要です。また、人権問題の解決は、行政のみの施策によって実現されるものではなく、社会全体で取り組んでいくことが必要です。そのため千早赤阪村人権協会、大阪府、(一財)大阪府人権協会、大阪企業人権協議会などの関係団体と連携し、人権ネットワークを広げる啓発活動が求められます。

(5) 村民が家庭、学校、地域、職場において協力・連携を強化

人権問題は、日常生活の様々な場所や場面で起こっています。性別や年齢に関わらずあらゆる人々が人権問題の被害者となったり、あるいは加害者となる場合があります。人権意識を高めていくためには、家庭、学校、地域、職場などにおいて、自主的な人権教育・啓発に取り組むとともに、行政の人権施策に協力・連携していくことが求められます。

第3章 基本理念と基本方針

1. 人権行政の考え方

本村では、日本国憲法の基本的人権を保障し、村民一人ひとりが安心して、自分らしく暮らせる社会を創っていくことを行政の大きな目的の一つとして捉えます。こうした社会の実現に向け、あらゆる人権課題への取組みや対応などを村全体の課題とし、日常業務をはじめ、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の観点に立って推進します。

2. 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、人間として幸せに生きていくために欠くことができない権利です。

この権利を実現するためには、すべての人が個人として尊重され、ありのままに受け入れられる社会形成が必要であり、地域社会においては人権行政の推進と住民の意識高揚が大切です。

本村では、多様な人々が互いの違いを、認め合いながら共生し、協働する地域社会をめざします。

〈基本理念〉

すべての村民が互いに人権を尊重し、
一人ひとりが輝きながら、共生する村
「ちはやあかさか」

3. 人権行政の基本方針

(1) 一人ひとりが個人として尊重される村

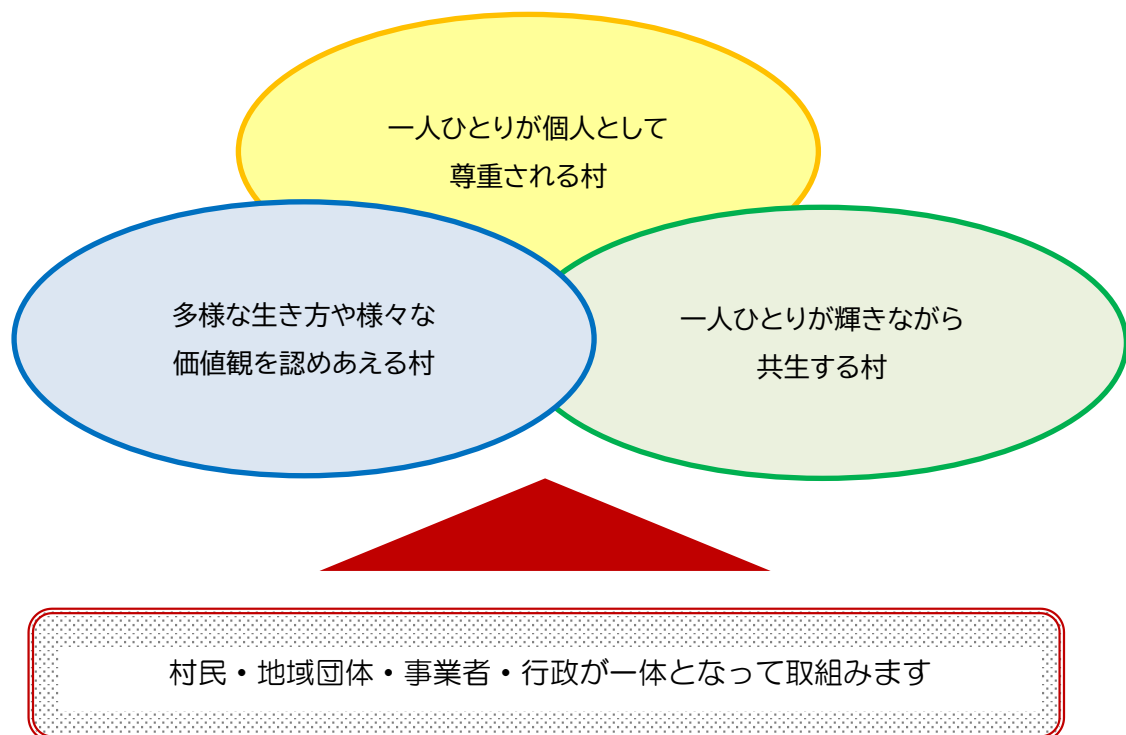
一人ひとりの生命、自由、平等が保障され、すべての人が個人として尊重される村の実現をめざします。

(2) 多様な生き方や様々な価値観を認めあえる村

多くの人々と協力しながら、個人が輝き、多様な生き方や様々な価値観を互いに認めあえる村の実現をめざします。

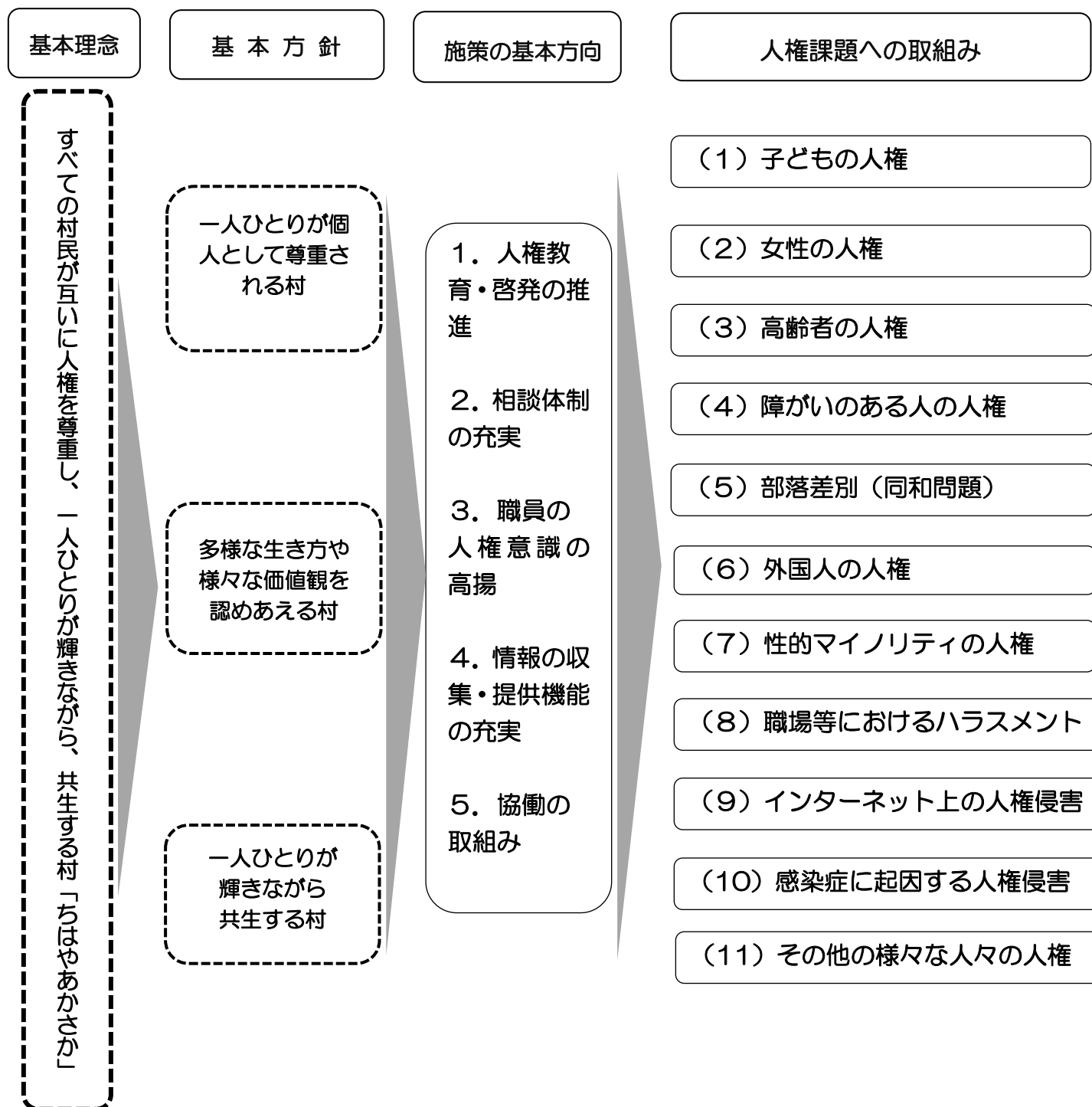
(3) 一人ひとりが輝きながら共生する村

村民、地域団体、事業者、行政の協働により一人ひとりが地域とつながりを持ち、共に生きることができる村の実現をめざします。



人権行政推進プラン

第1章 施策の体系



第2章 施策の基本方向

1. 人権教育・啓発の推進

村民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権を尊重した行動がとれるように家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面を通して人権教育、人権啓発を推進します。

2. 相談体制の充実

多様化・複雑化する人権課題に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、人権尊重の視点から村民の相談を受け止め、適切な支援が提供されるよう庁内の関係課、関係機関が連携し、横断的な相談・支援体制の整備に取り組めます。

3. 職員の人権意識の高揚

人権行政を推進する人材の育成として、全職員に対して現在の人権問題の様々な課題を踏まえ、適切なテーマの人権研修を推進します。

4. 情報の収集・提供機能の充実

人権問題は多様化・複雑化しており、村民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、行動していくため、常に新しく、正しい人権情報を収集し、広く村民に提供していく機能の充実に取り組めます。

5. 協働の取り組み

行政は、地域住民の暮らしと人権にもっとも密接につながっており、あらゆる施策に人権尊重の観点が必要です。また、人権問題の解決は、行政のみの施策によって実現されるものではなく、村民一人ひとりの課題であり、社会全体で取り組んでいくことが必要です。そのため、村民・地域団体・事業者・行政が対等な立場でお互いの役割を明確にし、協働しながら取り組み、地域でのネットワークを推進します。

第3章 人権課題への取組み

(1) 子どもの人権

【現状と課題】

- 「人が人として生きる権利」は、大人、子どもに関わらず、すべての人が持っています。子どもは社会の宝として、家庭や社会のなかで健やかに育てていくものとして、大切にしてきました。国連で採択された「児童の権利に関する条約」（日本では平成6年批准）において、子どもの「生きる、育つ、守られる、参加する」権利が保障されています。
- 平成28年の児童福祉法改正では、児童の健やかな成長・発達が保障され、権利の主体として尊重されることなどが明確化されました。しかし、子どもに対する虐待の増加、学校でのいじめや、インターネットでの誹謗中傷の氾濫、体罰、自殺、不登校の問題や学校における暴力行為、ヤングケアラー問題など、子どもを取り巻く環境はより深刻な状況となっています。
- 本村では、「千早赤阪村いじめ防止基本方針」（平成30年9月）を策定し、子どもの人権を守る取組みを進めていますが、子どもたちを取り巻く環境において、いじめや体罰、虐待は「人権侵害」であるということを通じてすべての人々に対して積極的に啓発するとともに、早期に発見し、速やかに対応することが重要です。
- 住民意識調査では、「子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる村である」という意識が57.3%と高くなっており、今後も、子育て、子どもの教育の取組みが重要です。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ 児童行政の推進にあたっては、児童の権利を尊重した施策の充実を基本とし、サービスの受け手である子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮する必要があります。そのため、関係機関に対し「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容についての理解を共有するとともに、幅広く普及啓発を行います。
- ・ 「人権教育基本方針人権教育推進プラン」に基づき、子どもたちが自ら学び、考える力を育てる教育を進め、人権尊重を基盤においた学校教育の推進に取り組めます。

② 相談体制の充実

- ・ 核家族化、少子化、地域や家庭の子育て力の低下などによる育児不安などについて、保健師、家庭児童相談員、スクールカウンセラー、地域子育て支援拠点「ひまわり」、子育て世代包括支援センターによる相談などにより、子育て相談体制の充実や情報提供に努めます。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・ 村職員・教職員が「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容についての理解を深める研修に取り組めます。

④ 情報の収集・提供機能の充実

- ・ 複雑多様化する子どもの人権問題の早期発見に努め、家庭や学校などでの人権問題が深刻化しないよう支援のための情報収集を図ります。また子どもの人権問題に悩む家庭などへ正しい情報を提供する機能の充実を図ります。

⑤ 協働の取組み

- ・ 潜在する児童虐待を早期に発見し、発生を未然に防止するため、民生委員、児童委員、家庭や

地域住民、役場関係各課、子ども家庭総合支援拠点、学校、子ども家庭センター、医療機関、警察などの関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応がとれるよう体制及び機能の充実に努めます。

(2) 女性の人権

【現状と課題】

- 家庭や職場における男女差別、性犯罪などの女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力（DV）、職場におけるセクシュアルハラスメントなどの女性に対する人権問題が数多く発生しています。
- 本村では、「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」（平成28年3月）を策定し、「男女共同参画社会実現のための意識づくり」「男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和」「あらゆる分野への男女共同参画の推進」「互いの人権尊重」「DV防止対策と被害者支援」の5つの基本目標を掲げ、取り組んでいます。
- 「家事、育児、介護などは女性の役割」と考える固定的な性別役割分担意識の変革を促進するとともに、社会、経済、政治、家庭などあらゆる場面において男女が共同して参画する仕組みづくりを支援していく必要があります。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」と連動して、女性の人権が尊重されるまちづくりに努めます。
- ・女性への暴力と人権侵害を許さない環境づくりに努めるとともに、女性に対する暴力や人権侵害根絶に向けての啓発に努めます。

② 相談体制の充実

- ・女性に対するセクシュアルハラスメントやDVなど様々な悩みに対応できるよう大阪府などと連携を図り、相談体制の充実に努めます。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・村職員・教職員が男女共同参画への理解を深めるための研修機会を設け、男女共同参画の観点で人材育成に努めます。

④ 情報の収集・提供機能の充実

- ・女性のニーズに対応した様々な人権問題の情報収集に努めるとともに、女性を支援するための情報提供機能の充実に努めます。
- ・女性の人権が尊重される社会づくりをめざし、女性が社会の様々な役割を担い活躍できるよう、様々な気づきの機会を提供します。

⑤ 協働の取組み

- ・庁内に設置している「千早赤阪村男女共同参画社会推進本部」において施策を総合的に推進できるように庁内推進体制の一層の強化を図ります。
- ・大阪府女性相談センター、南河内男女共同参画社会研究会、事業者、地域団体など関係機関と連携を図りながら効果的に推進します。
- ・村が設置する審議会・委員会などの委員選定においては、女性の登用と参画を促進します。

(3) 高齢者の人権

【現状と課題】

- 要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加にともなって、家庭や施設における身体的・心理的虐待や介護・世話の放棄、財産権の侵害、行動の制限など、高齢者への人権侵害が発生しています。また、高齢者を狙った悪徳商法や詐欺、年齢を理由とした就職差別、賃貸住宅への入居拒否などの社会問題も多く発生しています。
- このような高齢者を取り巻く環境が悪化するなかで、健康で安心して生活できるよう、家庭、地域、社会全体が高齢者に対する人権侵害の防止と支援に努める必要があります。また、高齢者が長く住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らし、千早赤阪村を構成する大切な一員として人々に尊重されるとともに、様々な活動に参加・交流できる地域づくりが求められます。
- 本村の高齢化率は令和3年3月31日現在で、45.4%となっており、令和22年では60.4%（国立社会保障・人口問題研究所）になると予測されています。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・高齢者は、長年にわたり社会を支え、貢献してきた人々であり、尊敬の念をもって接する必要があること、年齢にかかわらず、一人の人間として尊重し、その意向や意見を十分聞くこと、プライバシーに十分配慮する必要があることなどについて意識啓発を行います。

② 相談体制の充実

- ・地域包括支援センターをはじめとした総合的な相談窓口の周知を図るとともに、介護サービスなどについてだけでなく、介護が必要な人を支える家族なども気軽に相談しやすい環境の整備に努めます。
- ・役場関係各課や、社会福祉協議会など、あらゆる関係機関を窓口として、民生委員、地区福祉委員などとも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実に努めます。
- ・生活困窮状態にある高齢者に対して、自立支援相談機関「はーと・ほっと相談室」と連携した相談支援を行います。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・村職員・教職員を対象として高齢者の人権に関する理解を深めるため、実践的な研修機会の充実に努めます。

④ 情報の収集・提供機能の充実

- ・高齢者の人権問題の早期発見に努め、家庭・施設などでの人権問題が深刻化しないよう、必要な支援情報を提供する仕組みづくりに取組みます。また、就労を希望する高齢者の社会参加を促進するため、シルバー人材センターと連携し、情報提供や就業機会の確保に努めます。

⑤ 協働の取組み

- ・高齢者の人権が守られるまちづくりを推進するため、千早赤阪村人権協会と連携を図るとともに、大阪府、（一財）大阪府人権協会などとも十分な連携に努めます。

(4) 障がいのある人の人権

【現状と課題】

- 日常生活の様々な場面において、障がいのあることを理由として、差別的な扱いや偏見を受け、移動に不自由を強いられたり、教育・就労・文化活動・政治参加など社会参加の機会が少なかったり、人として自立的に自分らしい生活を営むことが困難な状況が続いています。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての人々の自律的な働きによって、お互いの人権を尊重し、理解し合いながら共生する社会づくりを推進することが必要です。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・障がいへの正しい理解を深めるための教育・啓発、また、障がいのある人自身への権利の教育・啓発活動に取り組みます。
- ・障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深め、差別や偏見の解消のための啓発活動を展開します。

② 相談体制の充実

- ・障がいのある人へのサポートはもちろんのこと、それを支える家族への支援が求められています。障がいのある人の高齢化とともに、それを支える家族など的高齢化への対応や、親なき後のサポート体制も必要です。障がいのある人やその家族、地域住民などが、各種サービスについて総合的に相談できる窓口・支援体制の充実を図っていきます。
- ・保健センターや、社会福祉協議会、また地域の相談の拠点として、総合的な相談業務を行っている基幹型相談支援センター（科長の郷）など、あらゆる関係機関を窓口として、民生委員、地区福祉委員などとも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図ります。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・村職員・教職員に対して、障害者差別解消法における合理的配慮の提供など、各法に基づく知識や適切な対応を身につけるための研修実施に努めます。

④ 情報の収集・提供機能の充実

- ・障害者差別解消法第一条の「全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」という目的のもと、各種情報の収集や提供に努めます。

⑤ 協働の取組み

- ・障がいのある人に対する人権尊重のまちづくりを推進するため、千早赤阪村人権協会と連携を図るとともに、大阪府、（一財）大阪府人権協会などと十分な連携に努めます。
- ・障がいのある人の社会参加を促進する施策を推進するため、大阪府障がい者自立相談支援センター、河南町・太子町及び千早赤阪村地域自立支援協議会などとの連携を一層深めます。

(5) 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

- 部落差別は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、同和地区出身の人が、長い間、自由と平等などが保障されず、経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれ、現在でも日常生活上で差別が発生するなど日本固有の人権問題です。
- 平成28年に「部落差別解消法」が施行されましたが、結婚や住宅購入時などに同和地区をさげようとする差別意識が依然として存在しています。さらに戸籍謄本などの不正取得による身元調査や不動産取引での土地調査、インターネット上の差別動画や差別書き込みの問題も発生しています。また同和問題を口実に、企業や行政機関への不当な圧力をかけ寄付金を要求するなど、いわゆる「えせ同和行爲」も同和問題の解決を阻む要因です。
- 部落差別解消に向けて、村民一人ひとりが部落差別の現状を知り、正しい理解を深めて行動できるように、人権教育・啓発や相談体制を充実していくことが重要です。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・部落差別に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、人権問題講演会の開催、広報紙・啓発冊子をはじめ総合的な人権施策を推進する中で、村民の人権意識を醸成するよう啓発活動に努めます。
- ・「千早赤阪村人権教育基本方針」及び「千早赤阪村同和教育基本方針」に基づき、学校教育を通じて、人権尊重の精神を貫き、同和問題に対する認識を深め、実践力に富む人間の育成に努めます。

② 相談体制の充実

- ・市内の様々な相談窓口のネットワーク化を図り、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・村職員・教職員が同和問題を自らの課題としてとらえ、解決に向けて行動できるような研修や学習機会の充実に努めます。

④ 情報の収集・提供機能の充実

- ・同和問題に関する情報収集・提供の充実や人権意識向上に資する啓発機会の拡充に努めます。

⑤ 協働の取組み

- ・同和問題解決への円滑かつ効果的な推進を図るため、千早赤阪村人権協会などと連携を図るとともに、大阪府、(一財)大阪府人権協会などとも十分な連携に努めます。
- ・河南町、太子町、千早赤阪村企業人権協議会と連携し、公正な採用選考による就職の機会均等の確保と、差別のない職場づくりの活動の促進に努めます。

(6) 外国人の人権

【現状と課題】

- 国際化の進展による外国人労働者や居住者の急速な増加により、外国人であることを理由にした就職や入居を断られたりするなど、外国人に関する人権問題が顕在化しています。また、特定の民族や国籍の人々を排除しようとするヘイトスピーチを禁止するための「ヘイトスピーチ解消法」が平成 28 年に施行され、ヘイトスピーチをともなう大規模デモなどは減少しましたが、その一方で、インターネット上の差別的な書き込みは後を絶ちません。
- 言葉や生活文化の違いにより、外国人が地域の中で誰にも相談できずに様々な課題を抱えたまま孤立化したり、周辺住民と摩擦やトラブルが発生したりすることもあります。
- 人口減少が続く本村においては、村に関心のある人々を迎えることは大切なことであり、多様な生活習慣や文化について互いの違いを認め合い、多文化共生のまちづくりを進める必要があります。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・国際化社会を迎え、村民の国際理解、国際協調を深めるための啓発を推進します。特に、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国などの人々に対する差別や偏見を解消するため、正しい文化・歴史認識の醸成を図る教育・啓発活動の充実に努めます。
- ・学校教育においては、平成 13 年に千早赤阪村教育委員会が策定した「在日外国人教育の指導についての指針」に基づき、他の国の人々の生活や文化を体験することにより、一層他の国への理解を深める多文化教育を進め、お互いの違いを認め合い、共に生きる児童・生徒を育む学校教育を推進します。

② 相談体制の充実

- ・外国人が安心して地域で生活できるよう、大阪府国際交流財団や近隣の国際交流協会などと連携しながら、困った時に相談しやすい体制の充実に努めます。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・村職員・教職員が外国の文化や習慣の違いを正しく理解し、互いの人権を尊重しながら共に生きる国際感覚を身につけられるよう、研修会や講演会の機会の充実に努めます。また、在日外国人教育の推進のため、教職員研修の充実に努めます。

(7) 性的マイノリティの人権

【現状と課題】

- 性のあり方には、「からだの性」「こころの性」「好きになる性」「表現する性」の構成要素があり、人それぞれの性の要素は異なります。しかし社会では、一般的な男女の性は「からだの性」と「こころの性」が一致し、異性愛を当然とする認識が大多数を占めています。こうしたなか、性的マイノリティに対する差別や偏見、また性的マイノリティの存在に気づかず、無意識に排除するといった問題が起こっています。
- 千早赤阪村男女共同参画推進条例では「性別を理由とする差別的取扱い」や「性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人等に対する人権侵害」を行ってはならないと規定されています。
- 性的マイノリティの人々への理解と共生するまちづくりを進め、差別や偏見がなく、性的指向や性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きる社会を実現していくことが求められています。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いや言動は不当であることの認識を広める啓発活動を推進します。
- ・学校教育や生涯学習などを通じて性的マイノリティについて学習機会を提供し、理解促進に努めます。また、行政窓口などでは、性的マイノリティに配慮した対応に努めます。

② 相談体制の充実

- ・性の多様なあり方を認める社会の実現をめざして、専門相談機関と連携しながら相談しやすい体制の充実に努めます。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・性的マイノリティに対する理解と適切な対応を学ぶため、村職員・教職員に対して、研修に取り組みます。

④ 協働の取組み

- ・差別や偏見がなく、性的指向や性自認の多様性が尊重されるために、専門機関と連携を図ります。
- ・河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会や事業者と連携して、性的マイノリティの人が働きやすい職場づくりの促進に努めます。

(8) 職場等におけるハラスメント

【現状と課題】

- 令和2年にパワーハラスメント防止法が施行され、職場などにおける様々なハラスメントへの対策に加え、パワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられました。

ハラスメントとは、他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを言います。特に職場で起こりやすいハラスメントとして、セクシュアルハラスメントとパワーハラスメントがあります。また、妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益な取扱い（いわゆるマタニティハラスメント）なども重大な問題です。

- 企業だけではなく、働く人の意識啓発を促進し、ハラスメントは人権侵害であるという認識を高めていくとともに、対等な職場環境づくりをめざす必要があります。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ハラスメントの根絶をめざして、学校など様々な機会において、協力・連携しながら、ハラスメントの認識・理解、防止に向けて啓発・広報活動に取り組めます。
- ・職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど全てのハラスメントを根絶するため、村立学校においては、それぞれ指針を作成するとともに、企業に対して積極的に啓発・広報活動を推進します。

② 相談体制の充実

- ・ハラスメントに悩んでいるすべての人を支援するため、安心して相談できる各種相談窓口や必要な情報提供を行います。

③ 協働の取組み

- ・河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会や事業者と連携して、ハラスメントのない働きやすい職場づくりの促進に努めます。

(9) インターネット上の人権侵害

【現状と課題】

- インターネットは、誰でも、いつでも、簡単に世界の情報にアクセスできるとともに、容易に情報を発信できる双方向性のメディアであり、インターネットショッピングやインターネットバンキングなど生活の利便性を高めるとともに、誰とでも情報交流できる新たなコミュニケーションツール（SNS など）として、あらゆる年代の人々に利用されています。

しかし、匿名性の高いメディア特性のため、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長する有害な情報が掲載・投稿されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。

- 情報発信者の一人ひとりが人権意識を高め、匿名性の高いメディアにおいて情報発信する責任を自覚するとともに、利用者はさまざまな情報に振り回されることなく、主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）を高める必要があります。

インターネットを悪用した犯罪に子どもたちが巻き込まれることがないように、インターネットを安全・適切に利用するため、保護者と子どもが話し合い、利用のルールづくりやフィルタリングサービスの利用などの予防対策が必要です。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・インターネットの利用にあたって、情報の収集・発信について個人情報や人を傷つける情報を流さないなど、適正利用に関する教育・啓発活動に努めます。

② 相談体制の充実

- ・当事者の立場に立った相談員による相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口のネットワーク化を図ることにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・インターネット上や SNS を使用した差別書き込みなどの現状や問題点、その対応策などについて村職員・教職員に対して理解を深める研修会の実施に努めます。

④ 協働の取組み

- ・インターネット上や SNS での人権侵害については、法務局などの関係機関と連携しながら迅速な対応を行います。
- ・千早赤阪村人権協会と連携を図るとともに、大阪府、（一財）大阪府人権協会など関係機関との連携を図りながら啓発活動を効果的に推進します。

(10) 感染症に起因する人権侵害

1 新型コロナウイルスに起因する人権侵害

【現状と課題】

- 新型コロナウイルスの収束しない感染拡大に対する恐れから、感染者やその家族を忌避の対象にする行為や子どもたちの通園・登校拒否、ヒラ、電話、SNS での中傷・非難などや、医療従事者や交通関係従事者など社会のライフラインを支える人たちへも、差別や偏見、排除といった反応が起こっています。
- 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、そしてその家族に対する差別や偏見を解消するためには、新型コロナウイルスに対する知識、感染の防止、感染者の治療、病後回復などの正しい知識を教育・啓発していくとともに、他者への差別や排除が人権侵害であることをしっかり理解することが必要です。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者などに対する差別や偏見の解消に向けて、新型コロナウイルス感染症に関する知識の教育・啓発活動を推進します。

② 相談体制の充実

- ・コロナ禍が新たな貧困と格差の拡大を生み出さないよう関係機関と連携し、人権の視点に立った相談窓口の充実を図ります。

2 ハンセン病回復者に関する人権

【現状と課題】

- ハンセン病はらい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。
- 古くから施設入所を強制する隔離政策がとられ、昭和 28 年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、平成 8 年に「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、ようやく強制隔離政策は終結しました。療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、入所者自身の高齢化などから病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。
- 国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復等の措置が図られつつありますが、まだ、社会には根強く残る患者や元患者に対する差別や偏見・忌避意識などがあり、これらの誤った認識の解消に向けて、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努める必要があります。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・関係機関などと連携し、ハンセン病に対する歴史的経緯と正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

② 相談体制の充実

- ・当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口のネットワーク化を図ることにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

3 HIV 感染者に関する人権

【現状と課題】

- HIV 感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいます。
- 感染力は弱く、感染経路も限られていることから、正しい予防知識を身につけていれば日常生活で感染することはありません。
- エイズ患者の社会の認識や受入れは、行政機関などのこれまでの取組みの結果、少しずつ進みつつありますが、依然として差別や偏見、プライバシー侵害などの問題があります。正しい知識や患者に対する理解を深め、予防に努めつつ差別や偏見の解消を図る必要があります。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・関係機関などと連携し、エイズの感染症予防を進めるとともにエイズについての正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。
- ・小中学校においては、児童生徒の発育段階に応じた性教育を推進し、エイズに対する正しい知識の普及に努めます。

② 相談体制の充実

- ・当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口のネットワーク化を図ることにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

(11) その他の様々な人々の人権

1 犯罪被害者とその家族の人権

【現状と課題】

- 犯罪被害者やその家族が受ける人権侵害が問題となっています。犯罪被害者やその家族は、身体を傷つけられたり、財産を盗られるといった直接的被害だけではなく、周囲の人々の偏見・無責任なうわさや中傷、マスメディアによる過度の取材や報道などによる二次的な精神的被害を受ける場合があります。

【具体的な取組み】

- 私たちは、誰もが犯罪被害者やその家族となる可能性があります。そうした人々の立場に立って、一人ひとりの偏見や差別意識を解消するための啓発活動に努めるとともに、関係機関が連携した相談支援活動に努めます。

2 刑を終えて出所した人の人権

【現状と課題】

- 刑を終えて出所した人やその家族に対して、就職や居住に関する差別や偏見の問題があり厳しい状況におかれながらも社会復帰をめざす人たちがいます。
- 刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、村の保護司や更生保護女性会の指導や助言、また家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

【具体的な取組み】

- 差別や偏見を解消し共生社会づくりに向けた啓発活動を推進するとともに、大阪府や関係機関、団体などと連携し、社会復帰に適した環境整備に取り組めます。

3 自殺や自死遺族に関する人権

【現状と課題】

- 村では、自殺対策基本法に基づき、「いのちを支える千早赤阪村自殺対策計画」を策定しました。すべての村民が相互に支え合うことで、誰もが自殺に追い込まれることなく、生きがいをもって心身ともに健康に過ごせる村の実現をめざし、村民や地域、関係機関、事業主、学校などと連携・協働することにより「生きることの包括的な支援」に取り組んでいます。
- 人々が互いにしっかりと支え合い、自殺を未然に防止し、すべての村民が明るく生き生きと暮らせる人権尊重のまちづくりに取り組んでいます。

【具体的な取組み】

- すべての村民への自殺対策教育と啓発推進
 - ・すべての村民が自らのこころの健康に関心を持ち健全な生活を維持するとともに、自分の心が不調になった場合や周りの人の心の不調に気付いた場合に適切な対応が行えるよう、自殺防止をめざした教育・啓発活動を推進します。
 - ・家庭や学校などの教育機関と連携し、児童・生徒の心が不調な時に周りの信頼できる大人に助けを求められるよう、安心できる相談体制づくりを推進します。

- 自殺リスクを低下させるための支援
 - ・「生きることの包括的な支援」を推進し、自殺未遂者や自死遺族に対する支援体制の充実に取り組みます。
- 地域におけるネットワークづくり
 - ・誰もが自殺に追い込まれることのない健やかで健全な社会の実現に向けて、全庁的な連携体制を構築し、村民、地域、関係機関、事業主、学校などとのネットワークづくりを推進します。

4 アイヌの人々の人権

【現状と課題】

- 明治政府によって、アイヌ独自の言葉や文化、信仰、生活習慣の一切を禁止する同化政策が行われ、その独自の文化が失われてしまいました。

【具体的な取組み】

- 令和元年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定されました。アイヌであることを理由とした差別などの禁止やアイヌ政策を実施するための支援措置などが定められています。アイヌの人々に対する正しい理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発活動に取り組みます。

5 北朝鮮による拉致問題

【現状と課題】

- 昭和40年～50年代に、多くの日本人が不自然な形で行方不明になる事象が多発し、これらの多くは北朝鮮当局による拉致の疑いがあることが判明したため、政府は機会があるごとに問題提起してきました。その後、日朝首脳会議において、当局側は日本人の拉致を認め、謝罪し、5名の拉致被害者の帰国が実現したものの、他に認定されている拉致被害者の情報は、今なお十分に提供されておらず、安否不明の状態となっています。

【具体的な取組み】

- 拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めていくため啓発活動に取り組みます。

6 ホームレスの人権

【現状と課題】

- ホームレス状態にある人は、自立の意思がありながら野宿生活を余儀なくされた人が多数存在し、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることが困難な状況にあります。

【具体的な取組み】

- 平成25年に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく事業の実施により、全国的にホームレスの人数は減少傾向にあるといわれている半面、ネットカフェで寝泊まりしながら不安定就労に従事する若年者が増加しています。ホームレスに対する差別や偏見をなくすとともに、各種相談や自立支援などに努めることが重要であり、人権侵害に対しては、関係機関の連携による適切な対応に努めます。

第4章 推進プランの体制と進行管理

1. 推進体制

(1) 千早赤阪村人権施策推進本部の設置

人権施策の総合的な推進を図るため、村長を本部長とし、各課の課長などで構成する「千早赤阪村人権施策推進本部」を定期的開催し、全庁的な人権施策の推進を図ります。

また、各課の課長代理などで構成する幹事会を定期的開催し、「千早赤阪村人権施策推進本部」の円滑な運営にあたります。

(2) 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会

千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例に基づき設置している千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会を開催し、推進プランの進捗状況の報告に基づく審議や人権施策に関する様々な提言をいただきます。

(3) 職員の人権研修の推進

人権行政を担う村職員の人権意識をより高めるため、計画的な人権研修に取り組むとともに、自主的な人権学習を支援します。

(4) 国、大阪府、近隣自治体・関係団体などとの連携

国や大阪府、近隣自治体及び関係団体との連携を図り、人権教育や人権啓発、人権相談などを効果的に行うため、人権に関する研修会の実施や情報交換に取り組めます。

(5) 村民・事業者等との連携

人権施策は村の主体性のもと、村民・地域団体、事業者などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、互いに協力・連携を進めていきます。また人権に関する活動への様々な支援を通じて、協働体制やネットワーク化につなげるよう努めます。

2. 進行管理

千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会の開催などを通じて、様々な意見聴取を行い、千早赤阪村人権施策推進本部が、本計画に掲げた人権課題を把握し定期的に点検することで、適切な進行管理を行います。

巻末資料編

1. 法令・条約・計画及び用語の解説

P.1 P.2 P.16	<p>○部落差別解消推進法 正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」です。 この法律は、平成 28（2016）年 12 月に施行されました。部落差別の解消を推進することにより部落差別のない社会を実現することを目的とし、部落差別の解消に関する基本理念、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めています。</p>
P.1 P.2 P.35	<p>○ヘイトスピーチ解消法 正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」です。 この法律は、平成 28（2016）年 6 月に施行されました。本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取り組みを推進するため、基本理念及び国と地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施することについて規定しています。</p>
P.1 P.2 P.16 P.33	<p>○障害者差別解消法 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。 この法律は、平成 28（2016）年 4 月に施行されました。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。</p>
P.1 P.16	<p>○世界人権宣言 正式名称は、「Universal Declaration of Human Rights、略称：UDHR」です。 昭和 23 年（1948）年 12 月、国連総会において採択された国際的な人権宣言です。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。なお、採択された 12 月 10 日は、「世界人権デー」とされ、わが国では、12 月 10 日までの 1 週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。</p>
P.1	<p>○人種差別撤廃条約 正式名称は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination）」です。 昭和 40（1965）年の第 20 回国連総会において採択され、昭和 44（1969）年に発効し、日本は平成 7（1995）年に加入しました。人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。</p>

P.1	<p>○国際人権規約</p> <p>国際人権規約は、世界人権宣言を基礎として、昭和 41（1966）年の第 21 回国連総会において採択されました。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A 規約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B 規約）及びその選択議定書の 3 つの総称で、各国へ実施を義務づけています。</p>
P.1	<p>○女子差別撤廃条約</p> <p>正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」です。本条約は、昭和 54（1979）年の第 34 回国連総会において採択され、昭和 56（1981）年に発効し、日本は昭和 60（1985）年に締結しました。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。</p>
P.1 P.29	<p>○児童の権利に関する条約</p> <p>平成元（1989）年の第 44 回国連総会において採択され平成 6（1994）年 4 月に批准されました。世界の多くの児童（児童については 18 歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。</p>
P.1	<p>○人権教育のための国連 10 年</p> <p>平成 6（1994）年の第 49 回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間で「人権教育のための国連 10 年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められました。これを受け、国においては、平成 7（1995）年 12 月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、平成 9（1997）年 7 月には、国内行動計画を策定しました。</p>
P.1	<p>○人権教育のための世界計画</p> <p>「人権教育のための国連 10 年」の終了を受け、世界的規模で人権教育をさらに発展させるために平成 17（2005）年 1 月 11 日に開始されました。人権教育プログラムの実施を促進するため、第 1・第 2・第 3 と連続したフェーズからなる「行動計画」です。</p>
P.1	<p>○障害者の権利に関する条約</p> <p>平成 18（2006）年に国連総会で条約が採択され、日本は平成 26（2014）年 2 月に批准しました。障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。</p>

P.1	<p>○SDGs(持続可能な開発目標) 正式名称は「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」です。平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核となる目標のことです。「誰一人取り残さないことを誓う」「すべての人々の人権を実現する」と明記されており、人権尊重の理念が基礎にある。貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むための 17 の目標と 169 のターゲットから成り立っています。</p>
P.2	<p>○日本国憲法 日本国憲法は我が国の最高法規で、昭和 22 (1947) 年 5 月 3 日に施行されました。第二次世界大戦前の大日本帝国憲法に代わる新憲法で、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重という三つの大原則を有しています。基本的人権に関しては、自由権、参政権、社会権、受益権、法の下での平等・平等権、生存権、幸福追求権が保障されています。</p>
P.2	<p>○同和対策審議会答申 わが国の同和対策の原点とも言われ、日本政府が「部落差別の解消が国民的な課題であり、解決は国の責務である」ことを確認した文書です。昭和 35 (1960) 年に総理府により設置された同和対策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し、昭和 40 (1965) 年 8 月 11 日に答申した文書です。その後、同和対策審議会は総理府の諮問に対して、部落差別解消のための多くの答申を行ってきました。</p>
P.2	<p>○同和対策事業特別措置法 同和対策事業特別措置法は、昭和 44 (1969) 年 7 月に施行されました。昭和 57 (1982) 年 3 月 31 日失効。この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にもとづき、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域について、経済力、住民生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的としています。国及び地方公共団体が協力して行う同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることを定めています。</p>
P.2	<p>○地域改善対策特別措置法 地域改善対策特別措置法 (5 ヶ年の時限立法) は昭和 57 (1982) 年 4 月に施行されました。この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法にもとづき、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域について、経済力、住民生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的としています。生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることを定めています。</p>

P.2	<p>○地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律</p> <p>この法律は、昭和 62（1987）年 3 月に施行されました。当初は 10 年間の時限立法でしたが、その後幾度かの改正を経て平成 14（2002）年 3 月に終了しました。この法律は、同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、生活環境の改善や福祉の増進、産業の振興、教育の充実、人権擁護活動の強化などをめざして、国及び地方公共団体が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るための助成その他国の財政上の特別措置について定めています。</p>
P.2	<p>○人権擁護施策推進法</p> <p>この法律は、平成 8 年に施行し平成 14（2002）年 3 月 25 日に失効しています。人権尊重の意識の高まりや社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状等をふまえ、人権の擁護を目的として、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することを定めています。</p>
P.2	<p>○男女共同参画社会基本法</p> <p>この法律は、平成 11（1999）年 6 月に施行されました。男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することが重要で緊急の課題であることをふまえ、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、基本理念、国、地方公共団体及び国民の責務、施策の基本となる事項を定めています。</p>
P.2	<p>○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</p> <p>この法律は、平成 12（2000）年 12 月に施行しました。人権尊重の意識の高まりや社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状等をふまえ、人権の擁護を目的として、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務、必要な措置を定めています。</p>
P.2	<p>○ストーカー規制法</p> <p>正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」です。</p> <p>ストーカー行為を処罰するなどストーカー行為について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的としています。</p> <p>「つきまとい等」を繰り返すストーカー行為者に警告を与えたり、悪質な場合は逮捕することで被害を受けている方を守る法律です。</p>
P.2	<p>○児童虐待防止法</p> <p>正式名称は「児童虐待の防止等に関する法律」です。平成 12 年（2000）年 11 月に施行されました。子どもの福祉を守る法律として「児童福祉法」で昭和 22（1947）年 12 月公布）がありましたが、実態は児童虐待には有効に機能しておらず、新たな法律の必要性が求められました。当法律では「児童虐待の定義」で身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の四種類が定められました。また、父母や童養護施設の施設長などの「保護者」による虐待を定義し、暴力の抑止力となりました。</p>

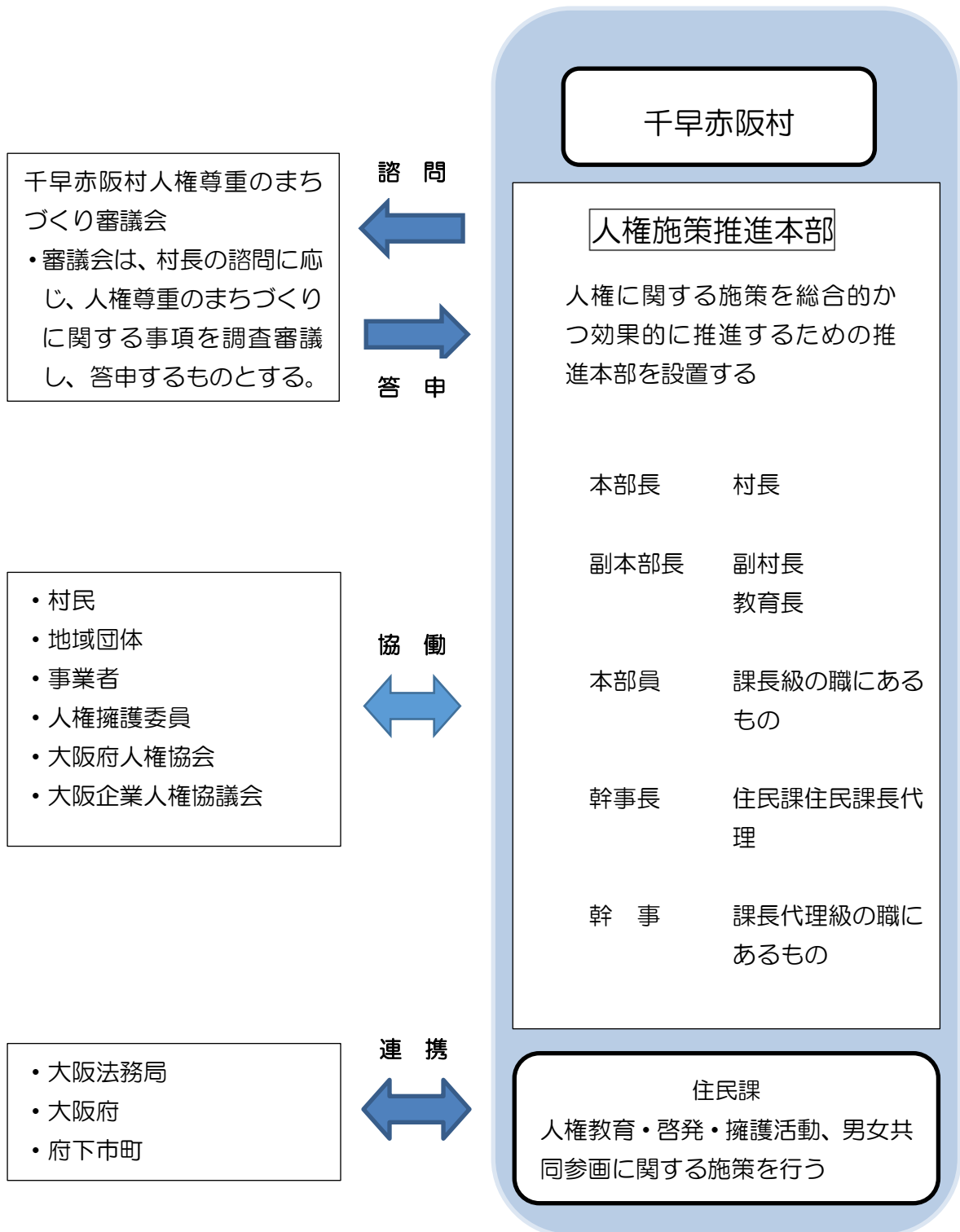
P.2	<p>○配偶者暴力防止法</p> <p>正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」です。この法律は、平成 13（2001）年 10 月に施行されました。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。</p>
P.2	<p>○個人情報保護法</p> <p>正式名称は「個人情報の保護に関する法律」です。この法律は、平成 17（2005）年に施行されました。個人に関する情報を保護するために定められました。不適切な取扱いや利用により個人情報が流出することがないように、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めています。</p>
P.2	<p>○ハンセン病問題基本法</p> <p>正式名称は「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」です。この法律は、平成 21 年（2009）4 月に施行されました。ハンセン病患者に対する国の隔離政策によって、患者が身体及び財産に係る被害、社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことを認め、患者や家族の名誉回復措置、療養・生活の保障、社会復帰の支援などについて定めた法律です。</p>
P.2	<p>○いじめ防止対策推進法</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れもあります。当法律は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、いじめの防止等のための基本理念、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針、基本となる事項の策定について定めています。</p>
P.2	<p>○子どもの貧困対策法</p> <p>正式名称は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」です。</p> <p>子どもが貧困な状況におかれることにより、子どもの将来が損なわれないよう、健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図ることを目指して、平成 25（2013）年 6 月に成立しました。子どもの貧困対策のための基本理念、基本となる事項を定め、国等の責務を明示し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律です。</p>
P.2 P.42	<p>○生活困窮者自立支援法</p> <p>この法律は、昭和 27（2015）年 4 月に施行されました。生活困窮者は様々な理由で陥る状態であり、これまでの枠組みでは十分な支援を行えない人たちに対して、自立を支援するための法律です。この法律では、自立支援を行うために必要な事業などの策定や費用負担などを定めています。</p>

P.2	<p>○女性活躍推進法</p> <p>正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」です。この法律は、平成27（2015）年8月に成立し、平成29年4月に施行されました。社会において、女性の職業生活における活躍が重要であることをふまえ、女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めています。</p> <p>数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられています。</p>
P.2	<p>○教育機会確保法</p> <p>正式名称は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」です。この法律は、平成28（2016）年12月に施行されました。不登校の子どもに、学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした法律で、学校復帰を目指した従来の不登校対策から学校外での「多様で適切な学習活動」に転換し、学校以外の教育機会を確保するための施策を国、自治体に求めています。</p>
P.2 P.42	<p>○アイヌ施策推進法</p> <p>正式名称は「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」です。この法律は、令和元（2019）年5月に施行されました。アイヌの人々が民族の誇りを持って生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的としています。当法律では、アイヌ民族は「先住民族」とし、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などを盛り込んでいます。</p>
P.2	<p>○日本語教育推進法</p> <p>正式名称は「日本語教育の推進に関する法律」です。この法律は、令和元（2019）年6月に施行されました。日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が社会生活を円滑に営むことができ、諸外国の理解と関心を深める上で重要との認識を背景として定められました。当法律は、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与することを目的としています。</p>
P.37	<p>○パワーハラスメント防止法</p> <p>正式な名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（略称：労働施策総合推進法）です。この法律は、令和元（2019）年5月の改正で「パワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務」が加わったことで、パワーハラスメント防止法と呼ばれることとなりました。</p> <p>この法律は、パワハラ（パワーハラスメント）の基準を法律で定めることによって、具体的な防止措置を企業に義務化しています。厚生労働省は以下の3条件すべてを満たす行為をパワハラと定義しています。</p>
P.39	<p>○らい予防法の廃止に関する法律</p> <p>らい予防法（昭和二十八年法律第二百四号）は、らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的として制定されました。平成8（1996）年4月に廃止されました。</p>

P.41	<p>○自殺対策基本法</p> <p>この法律は、平成 18 年(2006)10 月に施行されました。近年、我が国は自殺が高い水準で推移していることをふまえ、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指しています。自殺対策を推進するための基本理念及び国、地方公共団体等の責務、自殺対策の基本となる事項を定め、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図ることを目的としています。</p>
P1 P.36	<p>○性的マイノリティ</p> <p>生物的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象かを示す概念）が同性や両性（男女両方）に向いている人など、社会的に少数派となる人たちのことです。性的マイノリティのカタゴリーを表す言葉のひとつとして「LGBTQ」があります。</p>
P3 P.35	<p>○ヘイトスピーチ</p> <p>特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のことです。</p>
P.14 P.39	<p>○ハンセン病</p> <p>明治 6（1873）年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症で、現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する病気となっています。</p>
P.11 P.31 P.37	<p>○セクシュアルハラスメント</p> <p>相手の意に反した性的な言動により不利益を被ったり、仕事や学びの環境が害されたりすることです。</p>
P.11 P.19 P.37	<p>○パワーハラスメント</p> <p>職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせをさす言葉です。略称「パワハラ」と呼ばれています。本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもあります。</p>
P.29	<p>○ヤングケアラー</p> <p>介護・看護が必要な家族のために大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や 家族の世話、感情面のサポートも行っている子どもや若者のことをいいます。</p>
P.29	<p>○スクールカウンセラー</p> <p>児童・生徒、保護者、教員の相談窓口として問題の解決にあたり、主に相談を中心として、心理面のサポートを行う専門職のことです。</p>
P.31	<p>○男女共同参画社会</p> <p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。</p>

P.32	<p>○要支援・要介護認定 要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているのかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定されています。</p>
P.32	<p>○認知症 一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されています。</p>
P.32	<p>○はーと・ほっと相談室 生活困窮者自立支援法に基づき設置された自立相談支援機関のことです。収入が不安定であり、家賃や税金を滞納している、借金があり、生活に困窮している、家族が病気やひきこもりのため仕事ができない、心身に不調があり就職が困難であるなど、生活に困っている人の自立に向けた相談を行っています。</p>
P.33	<p>○合理的配慮 障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人に対し個別の状況に応じて行われる配慮のことです。</p>
P.34	<p>○えせ同和行為 部落差別（同和問題）を口実に、個人・企業・行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為のことです。部落差別について誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する原因となっています。</p>
P.37	<p>○マタニティハラスメント 女性労働者が妊娠したこと、出産したこと等に関する上司等からの嫌がらせにより就業環境が害されたり、使用者（企業）から解雇等の不利益な取り扱いをされることです。</p>
P.38 P.39	<p>○SNS 正式名称はソーシャル・ネットワーキング・サービスです。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービスのことです。</p>
P.38	<p>○メディアリテラシー メディアの真偽を見極める力・使いこなす力と定義することができます。「テレビや新聞・ネットなどの情報をしっかり見極める力」ということです。</p>

2. 千早赤阪村人権行政推進体系図



3. 第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン策定経過

令和元年（2019年） 11月29日	第1回千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会開催 ○会長・副会長の選出について ○人権意識調査広域集計表について ○第1次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランについて ○平成30年度村人権事業年次報告について
令和2年（2020年） 12月17日	第2回千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会開催 ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランの策定について（諮問） ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン策定方針（案）について ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン策定業務スケジュール（案）について ○人権に関する住民意識調査（案）について
令和3年（2021年） 1月19日	「人権に関する住民意識調査」開始
令和3年（2021年） 3月23日	第3回千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会開催 ○人権に関する住民意識調査集計結果報告について ○第1次千早赤阪村人権行政推進プランの取り組み状況について ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン（骨子案）について
令和3年（2021年） 9月30日	千早赤阪村人権施策推進本部第1回幹事会開催 ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン（案）について ○千早赤阪村人権施策推進本部設置要綱について
令和3年（2021年） 10月19日	第4回千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会開催 ○第3回千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会委員のご意見と事務局の対応について ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン（案）について
令和3年（2021年） 11月19日	千早赤阪村人権施策推進本部第2回幹事会書面開催 ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン（案）について （意見照会）

令和4年(2022年) 1月4日	千早赤阪村人権施策推進本部第3回幹事会書面開催 ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン(案)のご意見と事務局の対応について
令和4年(2022年) 1月11日	千早赤阪村人権施策推進本部第1回本部会議開催 ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン(案)について
令和4年(2022年) 1月17日	千早赤阪村人権施策推進本部第2回本部会議書面開催 ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン(案)について (意見照会)
令和4年(2022年) 1月21日	千早赤阪村人権施策推進本部第3回本部会議書面開催 ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン(案)のご意見と事務局の対応について
令和4年(2022年) 1月26日	第5回千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会開催 ○第4回千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会委員のご意見と事務局の対応について ○千早赤阪村人権施策推進本部幹事会員のご意見と事務局の対応について ○千早赤阪村人権施策推進本部本部員のご意見と事務局の対応について ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン(案)について
令和4年(2022年) 1月31日	第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン(案)に対するパブリックコメント(住民等意見)の募集開始
令和4年(2022年) 2月21日	第6回千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会開催 ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン(案)に対するパブリックコメント(住民等意見)の結果について ○第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランの策定についての答申(案)について ○巻末資料について
令和4年(2022年) 月 日	第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランの策定について(答申)

4. 第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランの策定について（諮問）

千赤住第 946 号
令和2年12月17日

千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会
会長 田村 登 様

千早赤阪村長 南本 斎

第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランの策定について （諮問）

本村では、平成 16 年に策定しました「人権行政基本方針」に基づき、さまざまな人権問題の解決に向け取り組んできましたが、策定後 10 年以上を経過し、社会情勢と合致した人権施策の見直しが必要となっています。

また、平成 17 年に策定しました「人権行政推進プラン」についても、より具体的で実効性のある内容に見直し、基本方針と一体化させた人権問題への取り組みを推進していく必要があります。

つきましては、千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会規則第2条の規定により、第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランの策定について、貴審議会でご審議をいただきたく、諮問いたします。

5. 第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランの策定について（答申）

令和4年2月28日

千早赤阪村長 南本 斎 様

千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会
会 長 田 村 登

第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランの策定について （答申）

令和2年12月17日付け千赤住第946号により本審議会に対して諮問のありました「第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン」の策定について、千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会規則第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

今後、推進プランの実施にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に反映し、村民と協働のもと「すべての村民が互いに人権を尊重し、一人ひとりが輝きながら、共生する村“ちはやあかさか”」の実現に向け、各施策や取り組みを着実に進められるようお願いいたします。

6. 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

令和4年3月31日現在

氏名	所属	備考
田村 登	千早赤阪村人権協会	会長
吉川 年幸	大阪教育大学教職教育研究センター	副会長
土井 典子	千早赤阪村民生児童委員協議会	
東條 由紀子	千早赤阪村教育委員会	
西野 敏彦	千早赤阪村社会福祉協議会	
田中 鈴代	富田林人権擁護委員協議会	
阪野 順広	企業人権協議会	
上原 裕美	NPO 法人 ちはやこどもサポート	
北辻 マス子	元社会福祉協議会	
佐藤 キヨ子	千早赤阪村母子福祉協議会	
鶴岡 弘美	富田林市人権協議会	

7. 千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例

平成 13 年 12 月 11 日

条 例 第 2 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりを進めるにあたって、村と村民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的とする。

(村の責務)

第 2 条 村は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、村民の自主性を尊重し人権意識の普及及び高揚に努めるものとする。

(村民の役割)

第 3 条 村民は、家庭、地域、職場等あらゆる場において、互いに人権を尊重するよう努めるものとする。

(体制の充実)

第 4 条 村は、人権を尊重した明るく住み良い社会を築く施策を推進するため、国、大阪府をはじめ関係機関との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 5 条 この条例の目的を達成するため、千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例（昭和 35 年千早赤阪村条例第 2 号）の一部を次のように定める。

別表 1 国民年金委員の項の次に次のように加える。

人権尊重のまちづくり審議会	1 日につき	7,500 円
---------------	--------	---------

8. 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会規則

平成 13 年 12 月 11 日

規則 第 1 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例（平成 13 年千早赤阪村条例第 23 号。以下「条例」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、村長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する事項を調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 11 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他村長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集等の特例)

2 公布日以後最初に行われる審議会、その他会長又は副会長が欠けているときの審議会の会議は、村長が招集し、会長が選任されるまでの間は、村長が指名する者がその会議を主宰する。

附 則 (千早赤阪村規則第11号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (千早赤阪村規則第12号)

この規則は、令和元年6月1日から施行する

9. 千早赤阪村人権施策推進本部設置要綱

令和3年8月17日
要綱第63号

(設置)

第1条 本村における人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、千早赤阪村人権施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権尊重に関する施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (2) 人権尊重に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は村長を、副本部長は副村長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、理事及び課長級の職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第4条 本部長は、本部の会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第6条 本部の円滑な運営に資するため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事長は、住民課課長代理をもって充てる。

3 幹事は、課長代理級の職にあるものをもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、住民課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン
(計画期間 令和4年度～令和13年度)

令和4年(2022年)3月

編集・発行 千早赤阪村 住民課

千早赤阪村大字水分180番地

電話：0721-26-7116(直通) FAX：0721-72-1880